

過疎地域自立促進計画書

(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

鹿児島県西之表市

令和元(2019)年度変更

目次

1	基本的な事項.....	- 1 -
	(1) 西之表市の概況.....	- 1 -
	ア 本市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要.....	- 1 -
	イ 本市における過疎の状況.....	- 2 -
	ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配意した市町村の社会経済的発展の方向の概要.....	- 6 -
	(2) 人口及び産業の推移と動向.....	- 6 -
	(3) 市行財政の状況.....	- 11 -
	ア 行政の状況.....	- 11 -
	イ 財政の状況.....	- 11 -
	(4) 地域の自立促進の基本方針.....	- 14 -
	ア まちづくりの基本目標.....	- 14 -
	イ 分野別の基本方針.....	- 15 -
	(5) 計画期間.....	- 17 -
2	産業の振興.....	- 17 -
	(1) 現況と問題点.....	- 17 -
	(2) その対策.....	- 24 -
	(3) 計画.....	- 29 -
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進.....	- 33 -
	(1) 現況と問題点.....	- 33 -
	(2) その対策.....	- 35 -
	(3) 計画.....	- 38 -
4	生活環境の整備.....	- 40 -
	(1) 現況と問題点.....	- 40 -
	(2) その対策.....	- 42 -
	(3) 計画.....	- 45 -
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	- 47 -
	(1) 現況と問題点.....	- 47 -
	(2) その対策.....	- 47 -
	(3) 計画.....	- 50 -
6	医療の確保.....	- 51 -
	(1) 現況と問題点.....	- 51 -
	(2) その対策.....	- 52 -
	(3) 計画.....	- 53 -
7	教育の振興.....	- 54 -
	(1) 現況と問題点.....	- 54 -
	(2) その対策.....	- 55 -

(3) 計画	- 58 -
8 地域文化の振興等	- 60 -
(1) 現況と問題点	- 60 -
(2) その対策	- 60 -
(3) 計画	- 61 -
9 集落の整備	- 62 -
(1) 現況と問題点	- 62 -
(2) その対策	- 62 -
(3) 計画	- 64 -
10 広域交流・連携による地域活力の創出	- 65 -
(1) 現況と問題点	- 65 -
(2) その対策	- 65 -
11 その他地域自立促進に関し必要な事項	- 66 -
(1) 現況と問題点	- 66 -
(2) その対策	- 66 -
添付資料	- 67 -

1 基本的な事項

(1) 西之表市の概況

ア 本市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

九州本土の最南端、鹿児島県佐多岬から南方約 43km、鹿児島市から 115km の洋上に位置する種子島は、周囲約 166km、面積 444.96 km²、最大幅約 12 km で北北東から南南西に細長く伸び、最高地点は 282m と平坦で、隣の屋久島とは対照的な島です。気温は、四季を通して温暖で、夏は南よりの風、冬は北西の季節風が幾分強いですが、平均気温 19°C の亜熱帯性の気候に恵まれた緑豊かで、美しい海に囲まれた島であり、台風の常襲地帯に位置しています。

西之表市は種子島の北部に位置し、本土に最も近い海の玄関口として人・物の交流拠点となっています。従来のフェリーに加え、ジェットフォイルの就航による所要時間の短縮で航路も改善され、島の豊かな自然に加え、宇宙センターや鉄砲伝来の島としてのブランドイメージも確立され、観光面での大きな可能性を持っています。

面積は、205.66 km²（馬毛島を含む）で、種子島の総面積の 44.4% を占めており、南北の長さは 25.2 km、東西の幅は 8.2 km、周囲は 63.0 km であり、東、西、北の 3 面は海に面し、南は中種子町と接しています。

(イ) 歴史的条件

西之表市は、その昔「赤尾木」と呼ばれ島主種子島氏の府元として栄えました。明治 22（1889）年に北種子村、大正 15（1926）年に西之表町となり、昭和 33（1958）年 10 月に市制を施行し、西之表市と称するようになりました。以来、国・県の出先機関の多くが西之表市に集まり、種子島における行政・経済・文化の中心地として発展してきました。

天文 12（1543）年、一隻の漂着船によってもたらされた鉄砲は、ここ「赤尾木」の鍛冶職人の手によって国産化され、近世日本の扉を開けることとなります。この鍛冶技術は現在にも引き継がれ、種子鋏や種子包丁として高い評価を受ける工芸品を生み出しました。そのほか、明治 18（1885）年にアメリカ船カシミア号の船員らを救助した事件など、当時はまだまだ閉鎖的な日本にあって、島民の温かな心や懐の広さを感じることができます。

また、元禄 11（1698）年に琉球王から送られた「からいも」の栽培に初めて成功したのもこの地であり、京都からは、その後独特の能野焼の技法を生み出すこととなる古備前焼の技法が伝えられました。

このように、種子島は古くから日本本土と琉球・中国・東南アジア・インド・西欧等と海の道で結ばれ、交易の接点として重要な役割を果たしてきました。

(ウ) 社会的条件

本市の人口は、これまで昭和 34（1959）年の 33,593 人をピークに顕著な減少

をたどってきました。離島であることから、就学・就業場所が限定され、高校卒業と同時に島外への人口流出が多くみられ、20歳前後の人口が極端に減少しており、多くの産業において担い手不足などが課題となっています。

また、市内においても、市街地を有する西海岸に人口が集中する傾向にあり、東海岸との人口差が大きくなってきています。特に若い世代の市街地への集中が進み、住み慣れた地域を離れたくない、あるいは、離れることができない高齢者が地域に残ることで、地域の消滅が現実となってきています。特に、中学校は平成21(2009)年度に市内1校に統合され、今後は、文部科学省によって平成27(2015)年1月に策定された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、本市の実情にあわせた小学校の在り方についても検討が必要です。

人口減少、偏在問題に向き合い、いかに地域力を維持していくか、地域住民とともに検討、対応していくことが求められます。

(エ) 経済的条件

本市は、亜熱帯性の温暖な気候と、平坦で比較的広い耕地に恵まれているため、農業が地域の産業の中核となっており、就業人口の26.4%が第一次産業従事者です。ここ数年は全国的に評価の高い安納いもの生産量、生産面積及び生産額が伸びてきていますが、一方で基幹作物であるサトウキビの収量が減少しており、就業者の高齢化や後継者の不足などとともに、大きな課題となりつつあります。

また、商工業においては、郊外への大型店舗の進出やICT基盤の発達により消費支出が島外へ流出しており、中心市街地は空き店舗が目立つなど市内の商工業は低迷しています。商店街の魅力向上や経済力の増強、島民や観光客などの様々な消費者ニーズへの対応など、自立性と創造力、連帯感を基本にした経営の近代化や意識の変化が求められます。

第二次産業については、建設業と製造業が主であり、建設業は公共事業が中心ですが、受注額の落ち込みにより、第一次産業への参入もみられます。

第三次産業については、第一・二次産業の就業者が減少する中、医療・福祉を中心に従業者・生産額の伸びがみられます。

(参考) 市民所得の推移

(単位：千円)

	平成7 (1995)年度	平成12 (2000)年度	平成17 (2005)年度	平成22 (2010)年度
市民所得	39,784,362	39,232,522	37,679,410	33,715,334
1人当たり市民所得	2,007	2,079	2,071	1,967

イ 本市における過疎の状況

(ア) 人口等の動向

本市の人口は、市制施行当初の33,593人(昭和34(1959)年)をピークに

現在まで減少傾向が続いており、平成 29（2017）年 3 月 31 日現在 15,541 人とピーク時の約半数以下に減少しています。世帯数も平成 15（2003）年をピークに減少に転じており、核家族化や高齢者の単独世帯の増加等により、1 世帯当たりの人員も減少が続いています。

平成元（1989）年以降の人口動態を見ると、社会動態は全ての年で転出が転入を上回り、自然動態では、出生数の減少、死亡数の増加傾向が続き、人口の減少は確実に進みつつあります。

人口の年齢構成をみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の減少、老年人口（65 歳以上）の増加傾向が続いており、平成 27（2015）年国勢調査の年齢別構成比は年少人口が 13.3%、生産年齢人口が 52.5%、老年人口が 34.2%と高齢化率が 30%を超えています。この傾向は今後も続くと思われ、平成 27（2015）年に推計した人口の推移よりも人口減少が進展していることから、年齢構成の不均衡とともに急速な人口減少が懸念されます。

年	平成 22 (2010)年	平成 27 (2015)年	2020 年	2025 年	2030 年
総人口	16,951	16,341	15,938	15,526	15,055
0-14 歳 (構成比)	2,379 14.0%	2,160 13.2%	1,967 12.3%	1,830 11.8%	1,755 11.7%
15-64 歳 (構成比)	9,316 55.0%	8,610 52.7%	8,135 51.1%	7,979 51.4%	7,891 52.4%
65 歳以上 (構成比)	5,254 31.0%	5,571 34.1%	5,836 36.6%	5,717 36.8%	5,409 35.9%
75-(再掲) (構成比)	2,931 17.3%	3,215 19.7%	3,136 19.7%	3,166 20.4%	3,258 21.6%

※ 平成 27（2015）年コーホート法による推計（人口ビジョン策定時）

平成 27（2015）年度以降は推計

（イ）これまでの対策

本市はこれまで、産業の生産性を高めるため、生産、加工、流通等の体系化を促進するとともに、熊毛地域における政治、経済、教育文化、医療、交通等の都市機能を集積した中心都市を目指しながら、過疎からの脱却を図るため、次のような施策を講じてきました。

産業の振興については、土地改良事業や農業構造改善事業等の導入により、基盤整備や各種施設整備を進めています。漁業関係基盤施設については、各港湾・漁港が年次的に整備される一方、水産物加工施設や漁船用巻上施設、給油タンク等の整備がなされています。林業においても高機能性機械の導入を図り、環境整備に努めています。

交通通信体系の整備については、国道、主要地方道、県道、市道等その役割に応じて年次的な整備が進められています。整備状況は舗装率で国道が 100%、

県道が 100%、市道が 90.1%（平成 26（2014）年 4 月 1 日現在）となっています。農道についても整備が進められ、各集落の実情を踏まえながら、基幹農道、畑地帯農道網整備、中山間地域総合整備、基盤整備促進等の事業が取り組まれています。

生活環境の整備は、光通信基盤を平成 23（2011）年に市内全域に整備しました。平成 26（2014）年 1 月末時点での加入数は 2,593 件で全世帯の 31.5%となっています。平成 23（2011）年に移行した地上デジタル放送については市内の難視聴地域の解消に取り組みました。

また、市民の文化や福祉の向上に資する市民会館の大規模改修を実施し、文化面のみならず、防災拠点施設としての活用も期待されます。さらに中種子町とともに整備を行った可燃物処理施設や老朽化が進んでいたし尿処理施設の整備、種子島の出産を一手に担っている産婦人科医院の建て替えなど、生活に欠かすことのできない大きな基盤について着実に整備を進めてきました。

（ウ）現在の課題と今後の見通し

① 地域産業を取り巻く環境や条件の変化への対応

本市の基幹産業である第一次産業は就業者の減少、高齢化、後継者の不足等、その将来に多くの不安を抱えており、また商工業においては多様化する消費者ニーズに応えるべく新しい経営が求められています。これらを打開するためには、自然条件や立地条件のみならず、歴史、文化、人などあらゆる地域資源を軸にした新産業の創出、安全・安心・素朴さ・美しさ・本物性・希少性といった付加価値創出のための「ものづくり」、そしてその原動力となる地域のリーダー等の「ひとづくり」が求められます。

さらに、地域産業の振興を考えると、交通通信体系の整備も重要課題になります。高速船や大型貨物フェリーの就航等で利便性は改善されつつありますが、離島というハンディは未だ大きく、意図的に「ひと」や「もの」の動きを創出することで地域産業の発展につなげる取り組みを始めています。

また、多くの離島がそうであるように、本市も過疎に悩む地方の中のさらなる過疎地域という「二重過疎」の現状の中で、地域産業の担い手となる「人」を育てるためには、人口の流出から交流そして定住への可能性をひらき、地域を活性化させる大きな要素となる交通通信体系の一層の整備充実が急がれます。

さらに、離島である本市の地域産業をエネルギーの視点から見ていくと、その多くが島外からの石油等の化石燃料に依存しており、本市の資産が島外へ流出しています。本市の自然資本ポテンシャルを最大限生かした持続可能な社会の構築へ本気で取り組むことが求められています。

② 人口構造の変化と環境問題への取り組み

本市の人口は、転出入による社会動態だけでなく出生・死亡による自然動態においても減少の一途をたどり、急速に高齢化が進んでいます。特に 20 歳

前後の若年層の流出が顕著であり、合計特殊出生率が全国でも高位に位置する中、若年層の流出の歯止めは今後の本市の生き残りに影響を与える大きな課題となります。

全国でも2008年から人口減少が始まっており、本市のみの問題ではなくなっていますが、全国に先駆けて進展する人口の減少や高齢化の進行が及ぼす影響は大きく、労働力の減少、医療・介護負担の増加等、地域社会の維持や経済活動の縮小など大きな課題となっています。特に、高齢者福祉対策は重要な課題であり、高齢者の生きがいづくりや社会参加の環境づくりは豊かな長寿社会を創る必須条件となります。一方で、子育て世代への環境整備にも取り組み、この自然豊かな本市で子供を産み、育て続ける環境が必要です。さらに、若年層の流出対策として、高等教育機関との連携や設置等による活性化策を模索していくことも重要です。

これまで効率性や利便性、機能性を重視してつくられてきた生活環境は、確かにモノの豊かさと快適な暮らしを与えてはくれましたが、その代償として様々な環境問題を生み出し、温暖化の進展による海水面の上昇や自然災害の発生等は本市の産業や防災面等に大きな影響を与え始めています。幸い本市には大都市では失われてしまった豊かな自然がまだ残されていますが、先人から譲り受けたこの豊かな自然を次の世代の人々に残していくために、環境問題への理解を深め、地域産業と連携した本市の地域資源を生かした持続可能な社会の構築に向けて、本気で取り組むことが求められます。

③ 情報化・国際化への対応と市民参加の仕組みづくり

地球規模での情報通信網が形成された今、時間や距離、地域格差という厚い壁は取り払われ、いつでも、どこでも、だれでも様々なネットワークに参加することができます。あわせて2020年の東京オリンピックを控え、外国人を誘致するためのインバウンドなどの国際的な取り組みが急速に進展する中、地方の小さなまちでも、独自の情報発信をしっかりと行うことで世界中から注目を受けることも可能になりました。他の地域にはない自らの文化や環境、産業を再認識し、積極的に情報発信していくことが必要です。

一方、情報化社会では、たくさんの情報が行き交う中で必要な情報を選別する能力が不可欠であり、再認識した地域の良さや情報を今後の地域振興の展開や移住、定住などにつなげていくかが問われることとなります。

また、市民生活や経済活動が広域にわたり、多種多様化が進展する中で、行政ニーズも行政のみでは解決できない問題が増えてきています。今後はこうした広域にわたるニーズや多様化、高度化するニーズに適切に対応していくため、地域間やさまざまな主体との連携を強化していく必要があります。

持続可能なまちづくりを進めるためには、住民の地域に対する愛着や誇り、さらにはまちづくりへの参加意欲を生み出していくことが必要です。住民の本気度を高めるためにも、行政主導によるまちづくりではなく、ともに創り上げていく共創という行政と市民との新しい関係をつくり、まちづくりをと

もに進めていく中で、地域を担う人材育成とともに、住民の声に真摯に向き合える行政側の人材育成を進めていく必要があります。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配慮した市町村の社会経済的発展の方向の概要

(ア) 産業構造の変化

平成 27 (2015) 年国勢調査によると、就業人口の構成は第一次産業が 26.4% (平成 22 (2010) 年 28.2%)、第二次産業は 11.8% (同 12.1%)、第三次産業が 61.6% (同 59.1%) となっており、第二次産業は減少が続き、第三次産業は増加が続いています。

(イ) 地域の発展の方向

本市は、これまで亜熱帯性の自然条件のもとで、第一次産業を機軸に生活、生産活動を展開してきましたが、外海の離島にあることなどによる不利な立地条件等から過疎化が進行し、地域の生活、生産活動の停滞がみられます。

今後、過疎化、高齢化の進展による地域社会の活力の低下が憂慮されている中で、本市が熊毛地域の中核都市として活力を保持し発展するためには、種子島の歴史や地理的条件を背景に人・物・情報の動きを創ることによる活性化を基本的な考え方として、地域力の維持・充実に力を注ぎ、本市のもつ自然資本ポテンシャルを生かした自律的で持続可能な社会を創生し、外乱からの耐性を構築することが必要です。

このため、本市(種子島)の地域資源を生かした振興を図りつつ、重要港湾西之表港の整備、ジェット機就航推進等、基幹交通体系の整備を図る必要があります。一方で、基幹道路や生活道路網の整備は一定整備されてきていますが、老朽化等の進行も見られることから、補修等を進めつつ、防災対策として避難道路の整備等も進めていきます。また、過疎化の進行に歯止めをかけ、高齢化する人口構造を変換するため、さらには地域振興のため、「土地利用」「地域のあり方」「市民との協働・連携」の検討を進めながら、地域の活性化を図り、「安定した雇用を創出する」「本市への新しいひとの流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「中心部と周辺の小な拠点の連携による魅力ある地域を創出する」によって地域の発展に努めていきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

人口の推移については、表 1-1 に示したように、昭和 35 (1960) 年までは、人口の増加傾向が続き、その後減少に転じています。特に高齢者比率については、昭和 35 (1960) 年の 5.7%が平成 27 (2015) 年には 34.2%となっており、人口減少にある中、65 歳以上人口及びその割合は増え続けています。年少人口及び生産年齢人口の減少傾向には歯止めがかからず、今後も同様の傾向が続き、その後は高齢者も減少する急激な人口減少が予測されます。

産業の推移については、産業別就業人口比率で見ると、第一次産業、第二次産業

から第三次産業への従業者の構造転換が窺えます。

今後の産業の動向については、持続可能な社会の構築を目指すためには、本市の基幹産業である第一次産業を重点強化し、産業成長のための柱とすることが現実的です。また、第二次、第三次産業は、経済動向に左右されやすいと推測されますが、第一次産業との連携及び外乱に耐性をつける施策を講じることでその影響を受けにくいその時代に即した産業の成長を促進する必要があります。

農業については、販売農家 1,068 戸のうち、約 5 割を超える農家が 1.5ha 未満の比較的小規模な農家であり、生産物はさつまいもとさとうきびが主となっています。

林業については、森林資源は豊富に有するものの需要が限定されており、従事者も減少しています。一方で、島外からは木質バイオマス等に利用するための原木やチップの需要が高くなってきていますが、離島特有の輸送費のコストがかかるなどの課題を抱えています。

水産については、漁家数は平成 25（2013）年現在 242 世帯であり、そのうち専業は 57 世帯と減少の一途をたどるとともに、水揚高も減少しています。キビナゴ漁とトビウオ漁が盛んです。

商業については、商店数が年々減少してきており、平成 24（2012）年現在 244 店となっています。年間商品販売額も約 147 億円と 10 年間で約 68 億円の減少となっています。

工業については、平成 26（2014）年工業統計では、事業所数 26 か所、従業者数 376 人、出荷額約 34 億円（従業者 4 人以上の事業所）となっています。

市内総生産をみると、平成 25（2013）年度 442 億円で減少傾向にあり、うち 8 割以上を第三次産業が占めています。1 人当たりの市民所得も約 200 万円で推移しており、所得向上に向けた取り組みは必至です。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35 (1960) 年		昭和40 (1965) 年		昭和45 (1970) 年		昭和50 (1975) 年		昭和55 (1980) 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 32,645		人 30,490	% △6.6	人 26,222	% △14.0	人 24,266	% △7.5	人 23,537	% △3.0
0歳～14歳	13,372		11,628	△13.0	8,679	△25.4	6,845	△21.1	6,038	△11.8
15歳～64歳	17,404		16,923	△2.8	15,443	△8.7	14,975	△3.0	14,743	△1.5
うち 15歳～ 29歳(a)	6,818		5,808	△14.8	4,850	△16.5	4,523	△6.7	4,142	△8.4
65歳以上 (b)	1,869		1,939	3.7	2,100	8.3	2,446	16.5	2,756	12.7
(a)/総数 若年者比率	% 20.9		% 19.0	—	% 18.5	—	% 18.6	—	% 17.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 5.7		% —	—	% 8.0	—	% 10.1	—	% 11.7	—

区 分	昭和60 (1985) 年		平成2 (1990) 年		平成7 (1995) 年		平成12 (2000) 年		平成17 (2005) 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 22,692	% △3.6	人 20,952	% △7.7	人 19,822	% △5.4	人 18,866	% △4.8	人 18,194	% △3.6
0歳～14歳	5,320	△11.9	4,442	△16.5	3,677	△17.2	3,028	△17.7	2,740	△9.5
15歳～64歳	14,256	△3.3	12,997	△8.8	11,944	△8.1	11,002	△7.9	10,230	△7.0
うち 15歳～ 29歳(a)	3,407	△17.7	2,747	△19.4	2,447	△10.9	2,357	△3.7	2,042	△13.4
65歳以上 (b)	3,116	13.1	3,513	12.7	4,201	19.6	4,836	15.1	5,227	8.1
(a)/総数 若年者比率	% 15.0	—	% 13.1	—	% 12.3	—	% 12.5	—	% 11.2	—
(b)/総数 高齢者比率	% 13.7	—	% 16.8	—	% 21.2	—	% 25.6	—	% 28.7	—

区 分	平成22 (2010) 年		平成27 (2015) 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 16,951	% △6.9	人 15,967	% △5.8
0歳～14歳	2,379	△13.2	2,116	△11.1
15歳～64歳	9,316	△8.9	8,382	△10.0
うち 15歳～ 29歳(a)	1,594	△21.9	1,390	△12.8
65歳以上 (b)	5,254	0.5	5,465	4.0
(a)/総数 若年者比率	% 15.0	—	% 8.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 31.0	—	% 34.2	—

※年齢不詳を除く。

表 1-1(2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12 (2000) 年3月31日		平成17 (2005) 年3月31日			平成22 (2010) 年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 18,800	—	人 18,252	—	% △2.9	人 16,732	—	% △8.3
男	8,904	% 47.4	8,612	% 47.2	△3.3	7,882	% 47.1	△8.5
女	9,896	% 52.6	9,640	% 52.8	△2.6	8,850	% 52.9	△8.2

区 分	平成26 (2014) 年3月31日			平成27 (2015) 年3月31日			平成29 (2017) 年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 16,241	—	% △2.9	人 16,027	—	% △1.3	人 15,471	—	% △3.5	
男 (外国人住民除く)	7,662	% 47.2	△2.8	7,575	% 47.3	△1.1	7,339	% 47.4	△3.1	
女 (外国人住民除く)	8,579	% 52.8	△3.1	8,452	% 52.7	△1.5	8,132	% 52.6	△3.8	
参考	男 (外国人住民)	9	20.5	—	11	18.6	22.2	15	21.4	36.4
	女 (外国人住民)	35	79.5	—	48	81.4	37.1	55	78.6	14.6

表 1-1(3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35 (1960) 年	昭和40 (1965) 年		昭和45 (1970) 年		昭和50 (1975) 年		昭和55 (1980) 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,882	人 12,955	% △12.9	人 12,195	% △5.9	人 11,874	% △2.6	人 11,334	% △4.5
第一次産業 就業人口比率	% 68.9	% 59.6	—	% 54.8	—	% 47.9	—	% 42.9	—
第二次産業 就業人口比率	% 7.8	% 10.4	—	% 8.9	—	% 11.7	—	% 14.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 23.3	% 30.0	—	% 36.3	—	% 40.4	—	% 42.8	—

区 分	昭和60 (1985) 年		平成2 (1990) 年		平成7 (1995) 年		平成12 (2000) 年		平成17 (2005) 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,040	% △4.5	人 10,140	% △8.2	人 9,991	% △1.5	人 9,657	% △3.3	人 9,240	% △4.3
第一次産業 就業人口比率	% 41.5	—	% 36.2	—	% 32.1	—	% 28.0	—	% 27.7	—
第二次産業 就業人口比率	% 14.3	—	% 15.5	—	% 15.5	—	% 15.8	—	% 15.0	—
第三次産業 就業人口比率	% 44.2	—	% 48.3	—	% 52.4	—	% 56.2	—	% 57.3	—

区 分	平成22 (2010) 年		平成27 (2015) 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,648	% △6.4	人 8,318	% △3.8
第一次産業 就業人口比率	% 28.2	—	% 26.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 12.1	—	% 11.8	—
第三次産業 就業人口比率	% 59.1	—	% 61.6	—

(3) 市行財政の状況

ア 行政の状況

地方分権が進展する一方で、国・地方ともに厳しい財政運営を迫られ、本市においても、特に第4次長期振興計画の後期は、財政再建に重点を置いた市政運営を行い、行財政改革への取り組みと増加する行政需要への対応を両立させるため、市民と行政一体となって、ごみ処理場やし尿処理場、中学校統廃合、市立保育園の民間移管、光通信基盤などの基盤を整備し、住民生活の充実に取り組みつつ、多くの難局を乗り越えてきました。第5次長期振興計画の進捗管理については行政評価の手法を活用の上、毎年財政計画との整合性を図りながら進めており、一時の危機的な財政状況下からは脱却しつつありますが、市民アンケート調査によると、「農林水産業の振興」、「商工業の振興」、「雇用の創出」に対しては、現在も以前と比較しても振興が図られてきていないと感じている市民が多い結果となっています。第6次長期振興計画においても、住民ニーズをしっかりと把握しながら、計画に即した健全な行政運営を進めていくことが必要です。

本市の課、係の配置状況は、平成27(2015)年4月1日現在で19課50係であり、総職員数は189人となっており、平成22(2010)年度に策定した定員管理計画では平成27(2015)年度末の職員数を193人としていましたが、4人の削減となっています。引き続き、長期振興計画に掲げる市の将来像実現と重点課題解決のために、政策体系を考慮しながらも、その時々課題に応じた機能強化が図られるような、柔軟で効率的・効果的な組織編成を行う必要があります。また、組織としての意思決定の仕組みについては、経営会議、庁議、調整会議など全庁的な議論や情報共有ができる体制が整備されていますが、活発な議論ができる環境づくりや効果的な運用に努めていく必要があります。

さらに、共生・協働を推進するため、各小学校区に行政連絡員12人、集落組織に地域活性化推進員95人を委嘱して地域行政事務を行っているとともに、地域担当職員を配置しています。平成22(2010)年度からは地域課題解決のため、全校区及び全集落に地域活性化交付金を交付し、平成27(2015)年度からは地域おこし協力隊を配置し、コミュニティ組織の機能維持・充実に力を注いでいます。

各種委員会等については、行財政改革推進本部、都市計画審議会、振興計画審議会等が設置され、それぞれの趣旨に沿った活動・運営が行われています。

広域行政については、昭和36(1961)年に熊毛の1市4町(現1市3町)で設置した種子島屋久島振興協議会により熊毛地域を一体として広域行政の推進を図っていますが、種子島地域内における連携のあり方についても検討していく必要があります。

イ 財政の状況

財政の状況は表1-2(1)のとおりです。平成12(2000)年度の歳入総額約113億円に対して、平成25(2013)年度歳入総額では、約97億円と16億円の減収となっており、歳出もそれに伴って減少傾向にあります。歳出については、投資的

経費が平成 12（2000）年度約 28 億円に対して、平成 25（2013）年度は約 6 億円と 22 億円の減少となっています。普通建設事業の減が顕著となっており、投資的経費の減少に比べ、義務的経費はほぼ横這いといえ、著しく高い經常収支比率からも財政環境の厳しさが窺えます。

また、歳入については、自主財源の割合が低く、国・県の補助金等に依存する割合が大きくなっています。歳出については、人件費や物件費など義務的経費が常態化し、投資的経費を圧迫しています。

収入に対する借金返済の割合を示す実質公債費比率は改善傾向にあり、平成 19（2007）年度以降公表が義務付けられた将来の実質的な負債規模を示す将来負担比率も改善傾向にあります。

施設整備水準は表 1－2（2）のとおりです。道路の舗装率等は一定水準に達しているものの、財政規模に対して行政区域が広いこともあり、旧来の舗装済の箇所新たに補修必要箇所が現われることや路線延長が長く改良率があまり伸びないことから、今後も引き続き整備が必要です。

水道普及率については、これまでの施設整備により向上傾向にあります。

表 1－2（1） 市町村財政の状況

（単位：千円）

区分	平成 12 (2000) 年度	平成 17 (2005) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 27 (2015) 年度
歳入総額 A	11,267,303	9,037,889	10,960,212	9,655,857	12,580,904
一般財源	6,583,762	6,063,593	6,221,435	5,873,369	6,055,635
国庫支出金	1,294,543	849,181	2,409,920	1,599,503	2,217,148
都道府県支出金	701,883	590,176	775,142	742,072	1,139,038
地方債	1,319,000	803,600	756,800	654,571	1,928,760
うち過疎債	160,800	100,400	191,500	100,300	125,300
その他	699,158	731,339	796,915	786,342	1,240,323
歳出総額 B	11,189,122	8,940,084	10,815,285	9,090,792	12,288,292
義務的経費	5,065,475	5,435,322	5,129,875	4,829,678	4,736,122
投資的経費	2,809,262	899,689	2,315,810	605,975	2,851,564
うち普通建設事業	2,766,509	793,848	2,284,990	586,103	2,110,660
その他	3,009,023	2,457,663	3,310,154	3,527,827	4,522,144
過疎対策事業費	305,362	147,410	59,446	127,312	178,462
歳入歳出差引額 C (A-B)	78,181	97,805	114,927	565,065	292,612
翌年度へ繰越すべき財源 D	6,384	3,773	2,544	361,024	8,786
実質収支 C-D	71,797	94,032	142,383	204,041	283,826
財政力指数	0.25	0.28	0.26	0.25	0.26
公債費負担比率	20.5	28.2	22.2	16.0	14.8
実質公債費比率	-	21.6	15.7	10.8	8.7
起債制限比率	13.2	16.7	-	-	-
經常収支比率	93.2	99.9	90.3	93.0	91.8
将来負担比率	-	-	111.9	80.4	64.8
地方債現在高	16,781,545	15,776,555	11,234,055	9,958,704	10,791,693

1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 (1970) 年度末	昭和55 (1980) 年度末	平成2 (1990) 年度末	平成12 (2000) 年度末	平成22 (2010) 年度末	平成25 (2013) 年度末
市 町 村 道						
改 良 率 (%)	34.8	31.5	52.0	56.9	58.9	57.7
舗 装 率 (%)	1.1	28.2	74.7	86.8	89.2	90.1
農 道						
延 長 (m)					406,636	407,632
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	79.3	79.9	90.2	101.3	—	—
林 道						
延 長 (m)					26,800	26,800
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	2.0	3.2	5.4	4.8	—	—
水 道 普 及 率 (%)	52.8	83.7	92.0	99.5	99.3	99.3
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	41.6	35.1	41.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	9.3	13.7	18.5	25.2	27.0	23.6

(4) 地域の自立促進の基本方針

本市では、これまで、離島という厳しい環境の改善を図るため、過疎対策事業を積極的に活用し、産業振興、交通通信体系や生活環境の整備等の社会資本整備に努めてきましたが、人口の減少と高齢化の進行により、産業の衰退や集落機能の低下など、さらなる過疎化を招くという悪循環に陥っています。このような状況を少しでも改善していくために、暮らしやすい環境整備はもとより、文化や歴史、港町を活用して人・物・情報の動きを創ることによって交流を促し、再び賑わいのあるまちづくりを推進していく必要があります。そのために、第6次長期振興計画及び西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略との連動を図りつつ、過疎地域自立促進特別事業を有効活用の上、以下のとおり、地域の自立促進の基本方針を定め、諸施策を遂行していきます。

ア まちづくりの基本目標

『人・自然・文化－島の宝が育つまち』という将来像を実現するため、次の基本目標を掲げ、総合的、計画的なまちづくりを推進します。

(ア) 土地利用

■本市の土地利用の方針については、都市計画法や農振法、森林法等の個別法によって、それぞれのゾーニングがされており、相互の関連性が必ずしも十分に図られているものではありません。

■土地は、市民生活や産業活動を将来にわたって支える基盤であり、土地の利用にあたっては、自然環境の保全と安全性の確保に努めながら、現在も課題となっている人口減少や年齢構造の不均衡、また、高度化、多様化する市民ニーズ等を踏まえ、長期的な展望のもとで、総合的かつ計画的な利用を図るため、市全体を俯瞰した土地利用の方針を定める必要があります。

■本市の社会基盤も更新時期が到来しており、最適な施設の配置や効率的な改修を行うためにも、まちづくり全体の基盤となる土地利用の方針やゾーニングが必要となります。

■市民参加も図りながら、地域の特性を生かした土地利用の方向性を定め、調和の保たれた秩序あるまちづくりを進めます。

(イ) 地域のあり方

■市の将来像の実現のためには、市民自身が自分たちの暮らす身近な地域に魅力を見出し、それを誇りとし、住みよいく感じなければ、自然や文化などの島の宝を育てることができません。

■人口減少や高齢化の進展が著しい大字地域について注力し、地域の特性を生かした取り組みを支援し、地域組織の存続とともに地域の活性化を図り、地域の魅力を磨き上げていくこととします。

■自分たちの地域をそこに暮らす自分たちが考え、自分たちで守るという意識のもと、地域性を生かせる人材の育成や取り組みの実践に一人ひとりが主体的に関

わり、誇りある地域をつくっていくため、地域づくりの考え方や地域の将来像など、そこに暮らす住民同志が共有してともに考える場を積極的に設定していきます。

■地域組織や地域行事についても、これまでのあり方を見直し、地域の変化に対応した仕組みにすることや高齢者や女性の活躍の場をつくるとともに、出郷者やNPOなどの地域外の知恵や力も借りながら、地域が主体的な取り組みを進めていくための仕組みについて、地域とともに検討を進めていきます。

(ウ) 市民との協働・連携

■行政の資源やノウハウなどが限られる中で、市民ニーズに的確に応え、持続的かつ効果的な市政運営を図っていくためには、行政だけではなく、年齢や性別などにかかわらず、多くの市民が社会の対等な構成員として、それぞれの個性や能力を生かしてまちづくりに参画してもらうことが必要です。

■これまでも計画策定やイベントの実施などで協働を図ってきていますが、市民ニーズが多様化、高度化してきており、市民と行政の連携がすぐに解決に結びつくといった状況にはなっていません。

■行政との連携については、特に市民にとっては思うようにいかないことが多々あるかもしれません。しかしながら、自分たちの住むまちをよりよくするためには、市民と行政がしっかりと情報の共有を図りつつ、前向きに議論しながら、少しずつでも前進していくことが必要です。

イ 分野別の基本方針

(ア) くらし分野

～地域の力で安心・安全な「まち」をつくり、「くらし」を支える～

■人々が住み続けるためには、「くらし」を支える地域コミュニティや社会基盤（インフラ）が重要です。

■豊かな自然との共生・共存を図り、種子島らしい景観を大切に守りながら、子どもから高齢者まで、みんなが安心して生活できるまちづくりを進めます。

■それぞれの地域の力を最大限引き出し、ともに支え合いながら住み良いまちを目指し、本市での生活がしあわせなものとなるよう取り組んでいきます。

■「くらし」の安心・安全を支えるためには、公共施設や交通基盤など老朽化が進む社会基盤（インフラ）の更新・整備を計画的に進めるとともに、市民の防災や防犯に対する意識を高め、犯罪がなく災害にも強いまちをつくっていく必要があります。

■市民一人ひとりの意識向上を図りつつ、基盤や支援体制の整備を進めながら、地域全体で「くらし」を守るよう取り組んでいきます。

(イ) しごと分野

～地域の資源を生かした魅力ある「なりわい」で、豊かな「まち」をつくる～

■人々が生活していくためには「なりわい」が必要であり、さらに、社会のために、地域のために貢献できる「しごと」を通して、人々が活躍することで魅力的で豊かな「まち」がつくられます。

■地域の特性を生かした稼げる産業として、農業、林業、水産業の第一次産業及び商工業の振興を図るとともに、さまざまな機関とも連携して安定的な雇用と労働力を確保しつつ、新しい雇用の創出や多様な働き方を支える仕組みについても検討していきます。

■ニューツーリズムの振興を図り、昔から根付く人情あふれるおもてなしなど本市特有の文化に着目し、インバウンドなどの交流人口の増加に努めます。

■また、本市の豊かな自然を生かした新たな産業分野への取り組みを行い、離島のハンディを感じさせない、持続可能なまちづくりを進めていきます。

(ウ) ひと分野

～生涯にわたり健康で、いきいきと輝く「ひと」が育ち、

互いに支え合う「まち」をつくる～

■未来を切り開く子どもたちを、地域全体で見守り育てていることは本市の大きな魅力です。また、大切に受け継がれてきた歴史や文化は郷土の誇りとなり、豊かな感性を醸成します。

■これまでも、これからも地域を支えていくのは、そこに暮らす「ひと」です。またその「ひと」を支えるのも人であり地域です。元気のある一人の「ひと」が育つと、その地域も元気になる、そして地域が元気になるとまち全体も元気になります。

■そんな元気の種をまく「ひと」になってもらえるよう、家庭や学校、地域、行政が相互に連携して切れ目のない支援を行い、生きる知恵と豊かな心、たくましく生き抜く力を備えた子どもを育てます。

■さらに、人生をより豊かなものにするために、誰もが、自分以外の誰かの役に立ち、生きがいややりがいを持って、他人を思いやり互いに支え合うことが重要です。

■生活基盤が弱く支援を必要とする人に対しては、確実に支援の手が届くようセーフティネットの構築を図り、すべての世代が健康で、住み慣れた地域のなかで、自分らしくいきいきと活躍できるまちを目指し、地域と社会に貢献できる人を育てていきます。

(エ) ぎょうせい分野

～ともに「まち」をつくる（行政力の向上）～

■まちづくりを着実に推進し、将来像を実現するためには、将来にわたって安定的で、市民ニーズや社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応できる市役所でなければなりません。

■市民の福祉向上を目指し、「くらし」・「しごと」・「ひと」それぞれの分野の課題はもとより、横断的に取り組む必要のある課題についても、庁内連携のもと、

着実に解決に向けた取り組みを進めていきます。

■そのために、市民の声をしっかりと聴き、市役所が行っていることや市民が主体的に取り組むことについて、情報を発信しながら、市民とともに考え、行動するまちを目指します。

■今後も人口減少や高齢化の進行が予想され、財政の健全化と計画的で効率的な行政運営に取り組む必要があることから、市民サービスの低下を招くことがないよう、公平公正で信頼される、質の高い行政運営に努めます。

(5) 計画期間

計画期間は、平成 28 (2016) 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とします。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

温暖な気候条件を生かし、適地適作を前提に、普通作・工芸作・園芸作・畜産等を組み合わせた農業が展開され、本市の経済を支える基幹産業となっています。特にブランド化を進め、定着化を図る安納いもの栽培や畜産への取り組みが盛んとなっています。

農業生産基盤・施設の整備や機械化の進展による作業効率の大幅アップ、農家支援組織としての公益社団法人西之表市農業振興公社の機能充実や企業の農業参入、国による政策等もあり、経営規模の拡大は年毎に進んでおり、特に認定農業者を中心とした担い手農家への農地利用集積が進み、大型専業農家が育ちつつあります。反面、農業者の高齢化・農業後継者不足等農業労働力の低下は否めず、さらに不安定な農業気象条件、価格相場の影響を受け、農業生産額は横這いの状況にあります。引き続き、本市農業の中枢を担う農業後継者の育成及び労働力の確保が課題となっています。

さらに、有害鳥獣による被害が拡大し、農家の営農意欲が低下して農業振興の妨げとなっており、集落ぐるみの防除徹底と捕獲頭数の増加が課題となっています。

TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) については、米国を除く 11 か国の閣僚会合で TPP の意義が再確認され、また、日本と EU の EPA 交渉については、双方の認識が確認されましたが、難航分野での意見の隔たりから、引き続き、大枠合意へ向けた協議を継続することとされています。

グローバルイゼーションが一段と進む中で、本市が今後も、長期的に産地として生き延び、成長産業として発展していくためには、高い品質の作物を生産するとともに、消費者の視点に立ち、食の安心・安全を確保すると共に消費者ニーズに対応できる農畜産物の生産・流通体制の確立が必要となっています。また、離

島であるが故の海上輸送費も農家にとって大きな負担となっていることや、農畜産物の新たな販路の開拓も重要な課題です。

消費者の求める安心・安全な食料生産を基本として、土づくりを基本に環境に優しい農業の展開も求められます。また、近年、農業に起因する環境問題をめぐる周辺住民からの要望も多くなっており、エネルギーへの転換等の資源循環型を目指し、適切な対応、対策、取り組みが必要となっています。

国は、約 60 年ぶりに農業委員会法の改正を実施し、目的である農業生産力の増進・農業経営の合理化を図るための「農地利用の最適化」を推進することを、農業委員会の主たる使命とし業務の重点化が図られました。農業・農村の維持そして農業労働力の確保の面からも、農村環境の整備を図りながら、農家の生産意欲を高め、農業就業への関心を高める施策を推進し、農業後継者の育成・確保を図るとともに、高齢農業者・農村女性の十分な能力活用が図られるよう、その活動促進に向けた取り組みも必要となっています。特に、都市との交流の観点から、豊富な資源を活かしたグリーン・ツーリズムの推進は有効な手段だといえます。また、農業労働力の低下とともに、ほ場条件の悪い農地から荒廃化がみられてきており、農業環境が大きく変わらない中で、農地の遊休地化を未然に防ぐための新たな視点に立った取り組みも必要になっています。

豊かな自然や美しい景観といった農村の地域資源や農業体験等に心の癒しの場を求める機運が高まっていることから、魅力を秘めた資源の発掘や、6次産業化の推進など農畜産物の付加価値づくりにも対応が求められます。

(参考 1：農家数の推移)

年	総農家数(戸)	男(人)	女(人)	農家の総人口(人)
昭和 55 (1980) 年	2,850	5,104	5,452	10,556
昭和 60 (1985) 年	2,666	4,534	4,927	9,461
平成 2 (1990) 年	2,380	3,887	4,127	8,014
平成 7 (1995) 年	2,049	3,096	3,243	6,339
平成 12 (2000) 年	1,872	2,767	2,870	5,637
平成 17 (2005) 年	1,773	2,075	2,127	4,202
平成 22 (2010) 年	1,600	1,116	1,066	2,182
平成 27 (2015) 年	1,310	1,312	1,265	2,577

(参考 2：農林産物総生産額の推移)

(単位：千円)

	平成 7 (1995) 年度	平成 12 (2000) 年度	平成 17 (2005) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 27 (2015) 年度
総額	6,535,861	6,945,442	7,150,720	6,527,207	6,766,987	5,888,100
耕種部門	4,444,281	4,700,352	4,589,146	4,287,979	4,275,246	3,249,580
畜産部門	1,829,167	2,082,656	2,467,151	2,113,796	2,360,472	2,563,272
林業部門	173,735	162,434	94,423	125,432	131,269	75,248

イ 林業

本市の森林面積は、総土地面積の約6割であり、そのうち民有地が約8割を占めています。

また、林業形態は、大部分が農林家によって支えられ、経営規模が小さいため農業との複合経営が中心です。

本市の林業は、戦後の積極的な人工造林の推進によって内陸部にまとまりをもったスギの人工林地帯が形成されており、適地における人工造林はほぼ達成されています。しかし、人工林の大半が保育を必要とする林令になってきているものの、内地との気候条件の違い等々により、腐朽菌が入る例が多いなど、傷んでいる状態であることから、早めに更新していく必要があります。また、手入れ不足への対応が急務であるとともに、間伐等の推進により、山としての価値を高める必要があります。全国で木質バイオマスへの取り組みが進められ、新たに国内産チップの需要が増大していることから、今後は経営が悪化している森林組合の経営改善や新規雇用の創出も期待されますが、海上輸送費の負担軽減などの対策により所得の向上が必要です。

さらに、近年、森林の持つ公益的機能に対する社会的期待が強まっており、水資源の確保、山崩れの防止や生活環境の保全、自然の景観や自然環境の保全に加え地球温暖化防止等その役割は多岐にわたり、その重要性が増していますが、建築用材ニーズが島内で少ないことや外材をはじめとする木材価格の低迷と人件費等経営コストの上昇などにより、林業の採算性は大幅に低下し、森林所有者の不在村化や世代交代が進む中で、自ら森林施業を行い難い森林所有者が増加することが見込まれます。そのため、森林境界の明確化を図っていく必要もあります。

素材生産や造林業を行う林業事業体にあっては、小規模で経営基盤の脆弱なものが多く、事業量の確保や事業の効率化が困難な状況となっています。このようなことから森林施業の団地化を図り、林業事業体の経営基盤強化や技術の向上、特用林産物の産地づくりの促進が求められています。

(参考：平成26(2014)年3月末森林面積)

(単位：ha)

区分	立木地			その他	合計
	人工林	天然林	計		
国有林	609	679	1,288	14	1,302
県有林	118	170	288	2	290
市有林	478	323	801	2	803
私有林	3,264	5,850	9,114	555	9,669
合計	4,469	7,022	11,491	573	12,064

ウ 水産業

本市の漁業は、西に東シナ海、東に太平洋、そして沿岸域には岩礁、転石帯の漁場が形成され、漁船漁業を主体とした日帰り操業が行われています。

漁業基地は、漁港、港湾を背景に、集落毎に小組合が形成され 21 箇所に点在しています。漁港の機能施設については種子島周辺漁業対策事業等の導入により年々整備されています。漁業従事者は、平成 10(1998)年 574 人から平成 27(2015)年 308 人と年々減少してきているとともに、高齢化が進み、後継者不足は非常に深刻な課題となっています。さらに、地球温暖化の影響もあり、魚種あるいは水揚げ量等水産資源に変化が見られます。水産資源の確保については、稚貝等の放流、禁漁期間の設定、網目の大きさを調整、藻場造成、イカ産卵床の設置等の取り組みも続けていますが、なかなか効果発現にまで至っていません。新たな栽培漁業や資源管理型漁業への対応など水産資源回復のための積極的な取り組みが必要です。

また、最近では、離島漁業再生支援交付金事業への取り組みにより、創意工夫をこらした活動が展開され、漁業集落の課題解決が徐々に図られてきつつある上、青壮年部が中心となり魚食普及活動を行うなどの取り組みがみられるようになったことから、引き続き、漁業集落全体の活性化につなげていくための活動を強化していく必要があります。

漁船規模については船型、船質とも変化し軽量高速化が進み、省力機器、GPS、自動操舵装置等航海計器の充実により操業区域の拡大も図られつつありますが、燃油の高騰によって出漁意欲が減退しており、的確に好漁場で操業できる体制づくりに努めながら、燃油の助成等についても引き続き取り組む必要があります。

生鮮魚介類の流通は、漁業協同組合を中心として行われています。市内消費のほとんどは、生鮮向けであり、多獲性魚介類は加工施設の充実により、塩干物、冷凍品、ねり製品に加工され、土産物、特産物として地域産物展示販売施設で販売しています。高級魚介類は流通改善施設整備により、コンテナや活魚槽により出荷されています。しかしながら、輸送に係るコストや輸入水産物の急増等により魚価は低迷しており、さらなる流通・加工施設の整備が求められています。

(参考：漁船の動向)

年 ト数階層	平成 12 (2000) 年		平成 17 (2005) 年		平成 22 (2010) 年		平成 25 (2013) 年		平成 27 (2015) 年	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
総数	382	945	361	927	333	860	288	740	275	710
3 トン未満	232	288	210	264	193	241	170	202	165	196
5 トン未満	132	537	132	533	122	495	101	421	93	397
5 トン以上	18	120	19	130	18	124	17	117	17	117

エ 商業

本市の商業を取り巻く環境は、低経済成長のもとで、個人消費の伸び悩みに加え、通信販売や交通体系の整備の進展による域外商圏との競合、さらに、大規模小売店の進出による競合等、厳しい状況が続いています。

平成 14(2002)年に各商店街が集まり西之表市商店街振興協同組合が組織され、同年に商店街の基盤整備の一つとして、商店街への防犯カメラの設置及び街路灯のLED化が実施されるなど、商業振興を図るための新たな取り組みがなされたものの、少子高齢化や過疎化の加速による本市の消費力の減退にあわせ、低迷からの脱却は困難を極めています。一方、最近では、企業等立地促進条例による企業誘致活動に努めています。さらに、平成 24(2012)年度からは市内で事業活動を行う事業所や個人などを対象として新商品開発・販路開拓などの事業活動や起業、新規分野参入などの活動を支援する企業活動支援事業によって支援を図っていますが、中心商店街の空き店舗化の進行など衰退に歯止めがかかりません。

そういった状況の中、商工会においては、食とアートによる取り組みを進めています。本市においては農林水産業の振興を中心にしながら観光業や商工業の振興を推進することで経済浮揚を図り、かつてのにぎわいのあるまちを取り戻すため、意図的に人・物・情報の動きを創ることによって活性化を図ることを基本的な考え方として、多くの観光客や市民が交流できる機会や場の創設を核に、市全体への波及効果を見据えたにぎわい創出のための取り組みを進めてきました。今後も、西之表港を中心に港町としての機能を再生し、古民家や空き店舗等の活用を図りながら新たな地域の魅力を生かした取り組みを進めていきます。

また、引き続き、商業の活性化に向けた自主的な取り組みを最大限支援していくとともに、地元産品の購入推進のための取り組み、起業者に対する支援策の導入、核となる施設の建設や商店街を回遊するための施策の取り組みによる集客力向上など商工会、商店街振興協同組合など関係団体との連携強化が求められます。企業誘致については、実証研究の場として、広く大学等との連携を図ることで、将来的に学術的な研究拠点の設置や企業の研究所誘致など、新たな産業創出と雇用につながる取り組みを推進しながら方策を検討していくこととしています。

(参考：一般商店の動き)

	商店数	常時従業者数(人)	年間商品販売額(万円)	売場面積(m ²)
平成 3(1991)年	436	1,458	2,333,326	19,045
平成 14(2002)年	309	1,392	2,147,087	23,845
平成 19(2007)年	286	1,228	1,843,238	20,020
平成 24(2012)年	244	934	1,472,900	17,075

オ 工業

本市の工業の現状は、農林水産物加工品製造を中心として推移し、小規模で経営基盤が弱い上、老朽化した設備も多く、技術や経営の面で多くの課題を抱えて

います。

また、企業等の誘致についても、立地条件に恵まれず、大きな制約を有しています。

今後は、人口定着、地域経済の発展を図るために、地場工業の技術力や生産性の向上への支援、さらには、工業基盤の整備等、立地条件の整備を進め、企業誘致を促進していく必要があります。

(参考：工業の推移、従業者4人以上の事業所)

	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額(万円)
平成10(1998)年	36	375	474,313
平成15(2003)年	27	269	430,236
平成20(2008)年	29	359	471,840
平成25(2013)年	26	420	345,053
平成26(2014)年	26	376	337,178

カ 観光

種子島への入込客数は、最も多かった平成19(2007)年をピークに景気悪化や高速船の値上がりなどにより宿泊者数とともに減少傾向にあります。

一方で、ふるさと志向や田舎体験への需要は依然高く、豊かな自然環境、特色ある資源や施設を生かしたグリーン・ツーリズム等の体験型観光の取り組みが求められています。本市は、第一次産業を中心に、その要素を多く有していますが、受入のための体制強化が求められています。

本市の観光を活性化させるためには、歴史や文化を生かした新たな観光資源を発掘・整備し、メニュー化する必要がある上、ボランティアガイドをはじめとする観光に携わる新たな組織の育成と既存観光関連業者の意識の高揚を図ることや効果的な情報発信が課題となっています。

離島としての交通アクセスも改善されつつあるものの、航空運賃の割高感や島内アクセスの問題等もあり、交通面の整備と合わせ、関係機関等連携の上での体制づくりが求められます。

また、種子島宇宙センターでの大型ロケットの打ち上げ回数が大幅に増加することが見込まれていることから、今後も宿泊者へのおもてなしや受け入れ体制について、各機関との十分な連携が必要です。

国は、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人とする目標を掲げ、自然・文化・食・気候という日本の強みを生かし、「観光先進国」の実現に向け取り組んでいるなか、種子島への誘客を進めるためには外国人を受け入れる体制整備が喫緊の課題となっています。

(参考：入込客の推移)

(単位：千人)

	平成5(1993)年	平成10(1998)年	平成15(2003)年	平成20(2008)年	平成25(2013)年
船舶	197	255	243	349	239
航空機	101	77	73	42	37
計	298	332	316	391	276

キ 雇用環境

アジアの高い経済成長に伴う産業等が活性化し、自動車、農林水産物の輸出や外国人観光客の増加、2020年の東京オリンピックの影響もあり、国内では景気の回復も見られ、また、雇用情勢も新規学卒者に対しては改善傾向にあります。本市の景気は、個人消費が引き続き低調に推移し、低迷状態が続いており、依然として厳しい状況が続いています。一方で、介護、福祉分野では人手不足が続き、人口減少により、働く場所の確保と同時に人材不足という問題も出てきており、雇用条件などにより働きたい場所に偏りが生じている状況です。

人口減少社会に入り、国においては、一人ひとりがそれぞれの能力を発揮し、生きがいを感じることでできる一億総活躍社会の実現に向けて、地方創生と相互に連動を図りながら取り組みを進めていくこととしています。

このような中、「ゆとりと豊かさ」を実感できる社会の実現が国民的課題となっており、労働時間の短縮、福利厚生充実、職場環境の改善等、労働者の福祉増進を積極的に推進していくことが求められています。

今後は、教育機関とも連携し、大学新卒者や若者の就職先としての種子島を確立していくと同時に島内産業自体の魅力創出が必要です。

また、本市を支える第一次産業の担い手や労働力不足は非常に大きな課題となっています。今後も実態の把握に努め、受入体制の整備を促進するとともに、大学生や外国人等をはじめとする交流推進策を講じつつ、本市への定着による労働力の確保を促すとともに、高齢者や女性がそれぞれの体力や能力に応じた作業形態を維持し、労働力としての役割を果たしていく施策の展開が求められます。

ク 港湾

重要港湾西之表港は、種子島の玄関口としての人流・物流の拠点機能の充実に加え、船舶の大型化・高速化、物流の増大に対応できる港湾づくりと、賑わいと潤いのある空間づくり等の整備が進められています。また、種子島海上保安署が設置され、今後も各機関と連携した整備を進めることが重要となってきます。

最近の生活水準の向上、余暇時間の増大など市民意識の変化を背景として、沿岸地が日常生活及び海洋性レクリエーション活動の場として見直されていること、また、観光資源として期待されることから、港湾のみならず、旧港の歴史的資産等や周辺環境、後背地にある本市中心商店街のことも考慮して整備することが望まれています。

(2) その対策

ア 農業

(ア) 農業農村整備

- ・生産基盤整備を推進します。
- ・農地農道網を整備します。
- ・畑かん施設の延命策を講じます。
- ・生産性の高い土づくりを推進します。
- ・農村環境整備を推進します。
- ・鳥獣被害防止計画の推進に努めます。

(イ) 産地づくり（流通加工販売体制の整備）

- ・基幹作物及び市場性の高い園芸作物を中心に、活力ある農業生産の推進及び産地化の拡大を目指します。
- ・農産物の輸送コストを低減し、生産者に対する適正な所得の確保を目指します。
- ・農産物の生産から加工・流通・販売までの6次産業化を支援し、地域ブランドの確立を目指します。
- ・耕畜連携の取り組み及び循環型農業を推進し、環境に配慮した農業を目指します。
- ・優良血統種を導入し、繁殖基盤の拡大を図ります。

(ウ) 多様な担い手育成

- ・新規就農者への技術指導の充実を図ります。
- ・担い手への農地の集積を図ります。
- ・農業労働力の確保を支援します。
- ・就農者への資金相談をします。
- ・就農者への施設整備を支援します。

(エ) 農地利用の最適化

- ・農地パトロールを通じ、農地の利用状況や意向の把握に努めます。
- ・「人・農地プラン」の作成・見直しに参画します。
- ・農地中間管理機構などとの連携を進めていきます。
- ・新規就農のための農地のあっせんや情報の共有を図ります。

イ 林業

(ア) 森林環境整備

- ・間伐推進を図ります。
- ・治山事業による公益的機能強化を図ります。
- ・伐期を迎えた森林の主伐の取り組みを始めます。
- ・将来の再造林計画を検討します。
- ・みどり基金活動を推進するとともに、緑化支援を行います。

(イ) 流通加工販売体制の整備

- ・木材の海上輸送に係る負担の軽減を図ります。

- ・地材地建に向けた林材分野と建築分野の連携への支援を行います。
 - ・農業部門と連携し、枝物等特用林産物の普及を図ります。
- (ウ) 多様な担い手育成
- ・森林整備事業などを増やし、就労機会を創設します。
 - ・就業相談などへの支援を行います。

ウ 水産業

(ア) 漁場環境整備

- ・藻場造成、イカ柴産卵床など増殖場整備と稚貝放流を推進します。
- ・各漁業集落における活動を支援します。
- ・漁場の生息状況の調査を実施します。
- ・漁港施設の整備を図ります。

(イ) 流通加工販売体制の整備

- ・水産物の島外出荷に対し支援を行います。
- ・「おさかなまつり」などでの実演販売やさばき方教室を実施するなど、積極的な魚食普及活動を行います。
- ・流通・加工施設の更新・整備に努めます。

(ウ) 多様な担い手育成

- ・新規就業者への支援を充実させます。
- ・漁業集落活動による地域全体での担い手育成を支援します。
- ・船主会・漁協青年部等の活動を支援します。
- ・漁業経営体のコスト削減などを支援します。

エ 商業

(ア) 港町（商店街）の活性化

- ・中心市街地活性化（イベントなど）の支援をします。
- ・空き店舗などの活用を促進します。
- ・港町（商店街）再生に向け、施設整備等を含めた活性化策を検討します。

(イ) 企業支援

- ・新商品開発や既存商品の見直し、新たな販路開拓や新規事業分野への参入など企業活動を支援します。
- ・借入金の利子を一部助成することで経費負担の軽減を図ります。
- ・雇用を確保するためにインターンシップ（就業体験）を推進します。
- ・創業支援のネットワークを通じて統合的に支援します。
- ・起業や企業誘致を推進するため奨励金などの優遇制度の充実を図ります。

(ウ) 地場産品の振興

- ・新たな特産品の開発及び販路開拓を支援します。
- ・島外の販路構築の拠点となる場を強化します。
- ・伝統産業の継続に向けた支援及び制度の充実を図ります。

オ 工業

(ア) 地場企業の育成・振興

- ・商工会の運営を支援することにより、商工会組織基盤の強化及び地場企業に対する協業化と情報化社会に即応した生産・販売及び経営の合理化等に向けた指導体制の充実強化等を図り、地場企業の育成・振興を推進していきます。
- ・経営に関する各種情報提供や国・県の融資制度・セーフティネット保証制度の活用及び市中小企業振興資金の活用推進、信用保証料補助等の各種金融支援などを通じ、経営の基盤強化を図り、地場企業の育成・振興を推進していきます。

(イ) 企業誘致の推進

- ・労働力の流出防止、市民所得の向上等、地域経済を発展させるためには、新しい魅力ある企業の進出が必要であり、ブランド化を進めつつある安納いもを活用した新たな製造業の立地・創出等や離島におけるハンディを克服することが可能なICT関連企業の誘致促進を図ります。
- ・中学校跡地や保育園跡地等、未活用公有財産等への企業進出を広く募集します。
- ・実証研究の場として、広く大学等との連携を図ることで、将来的に学術的な研究拠点の設置や企業の研究所誘致など、新たな産業創出と雇用につながる取組を推進します。

カ 観光

(ア) 観光施設の整備

- ・観光施設や環境の整備を行います。特に、北部観光については重点的に取り組みます。
- ・既存施設や観光案内標識の設置修繕計画を検討し、順次整備を進めます。

(イ) 観光誘客活動の推進

- ・種子島観光協会などの関係団体と連携を取りながら、SNSなどを活用した積極的な情報発信を行います。
- ・観光需要の把握や分析を行い、テーマごとに、またはインバウンドに向けて、ターゲットを絞った誘致活動を行います。
- ・旅行博などでの積極的な観光PRを行います。
- ・鹿児島県、中種子町、南種子町などと連携し、都市部との直行便やLCC（格安航空会社）の誘致・要望活動を行います。
- ・各種制度（特定有人国境離島地域社会維持推進交付金や地域おこし企業人交流プログラムなど）や島外ネットワークの活用、屋久島などとの広域連携により、誘客活動の推進に努めます。

(ウ) 交流事業の推進

- ・観光客の満足度を高めるため、交流体験メニュー、受入体制の充実を図ります。
- ・ニューツーリズムの検討を行い、これまでになかった要素を組み入れ、交流

促進の仕組みづくりを行います。

(エ) 文化歴史資源を活用した観光の推進

- ・文化歴史を生かした観光ルートの設定を行い、観光客へ発信していきます。
- ・古民家など観光資源の掘り起しを行いながら、積極的な活用を図ります。
- ・観光ボランティアガイド団体と連携し、きめ細やかなおもてなしの充実を図ります。

キ 雇用環境

(ア) 産官学連携の推進

- ・社会実装やフィールドワークなどにより大学などの研究者や学生の受入を行います。
- ・若い世代を中心とした交流人口を拡大します。
- ・人材育成に努めます。
- ・学術的な研究活動に関連した企業の誘致を図ります。

(イ) 雇用機会の拡充

- ・光ファイバー網などのインフラを活用した情報通信産業や農林水産物の一次産品の高付加価値化を推進します。
- ・創業や事業の規模拡大を支援します。
- ・各種関係団体と連携し、創業支援のネットワーク化を図ります。
- ・企業誘致を推進します。

(ウ) 多様な働き方の推進

- ・多様な働き方に関するセミナーなどを開催します。
- ・非正規労働者の待遇改善や長時間労働の是正の啓発を行います。
- ・女性や高齢者の就労を促進します。
- ・雇用を確保するためインターンシップ（就業体験）を推進します。

ク 港湾

(ア) 港湾整備

- ・重要港湾西之表港については、大型客船寄航の誘致を進めるとともに、同船が安全に接岸できる港湾整備を図り、併せて、海の安全を守る拠点施設としての活用も模索していきます。
- ・防災拠点及び市民の憩いの場となる緑地の整備を推進します。
- ・沿岸地の海洋性レクリエーション活動の場としての活用も考慮の上、港湾環境の改善を図ります。
- ・重要港湾西之表港の有効活用を図るため、志布志港との交流や奄美大島や沖縄、さらには、国際交流拠点港としての機能発揮について検討します。
- ・種子島の玄関口として港湾周辺的环境整備についても改善を図ります。

ケ 過疎地域自立促進特別事業

○中心市街地活性化事業：中心市街地・商店街を多面的・総合的に振興するための

体制づくり、事業計画づくりを検討する組織の構築とまちづくりファンドの創設や、アニメや芸術による魅力的な商店街の振興のため、空き店舗活用及び地産地消の意識向上を図ります。

○農業人材力強化総合支援事業（新規就農者定着促進補助金）事業：本市の基幹産業である農業の担い手である新規就農者に対して、早期に安定した経営化を目指して農業用機械や施設等の導入補助を行い、担い手の確保及び育成を図ります。

○林業就労改善推進事業：林業を取り巻く環境が極めて厳しい中、種子島森林組合の経営基盤の強化と林業労働者の雇用管理の改善を図り、林業労働力の確保・促進に取り組みます。

○水産資源生息生態調査事業：水揚量の低迷が続いている特産品のトコブシについて、生息・生態調査を実施し、資源回復の手法を確立し、漁家経営の安定と地域特産品としての販売や加工品開発により、観光資源・産業の育成を図ります。

○企業活動支援事業：本市において、事業活動を実施、または新たに開始しようとする事業所、個人等に対して新商品開発、販路開拓、起業、新規分野参入などに要する経費の補助を行い、産業振興及び雇用機会の拡大を図ります。

○グリーン・ツーリズム推進事業：本市が有する美しい景観や豊かな緑等の資源を生かした、都市部からの交流人口の増加を目指し、地域全体との連携により、その受け入れのための浄化槽の整備に係る補助など農山漁村宿泊体験受入先の環境整備を進めます。

○集客交流等活性化事業：本市が有する美しい景観や豊かな緑等の資源を生かした、都市部からの交流人口の増加を目指し、地域全体との連携により、その受け入れ体制を構築し、環境の整備を進めます。

○地域通貨導入事業：市商工会が発行する商品券への上乗せ分を助成することにより商業の活性化を図ります。

(3) 計画

事業計画を次のように定めます。

事業計画（平成 28（2016）年度～2020 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
1 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業	畑地帯総合整備事業【浅川地区】 農道舗装、土層改良、給水栓	県		
		県営中山間地域総合整備事業【西之表地区】 生産基盤・環境整備	県		
		農地環境整備事業【国見地区】 環境整備	県		
		農業振興公社施設等整備事業 農業用機械、輸送設備、格納庫	農業振 興公社		
		西之表市公社育苗ハウス事業 育苗ハウス	農業振 興公社		
		<u>葉たばこ共同乾燥施設整備事業</u> <u>乾燥機、付帯施設</u>	<u>市</u>	<u>追加</u>	
		<u>自給飼料生産拡大事業</u> <u>環境整備、倉庫、農業機械</u>	<u>市</u>	<u>追加</u>	
		畑地帯総合整備事業【西京南地区】 農道舗装、土層改良、給水栓	県		
		畑地帯総合整備事業【横山地区】 農道舗装、土層改良、給水栓	県		
		基幹水利施設保全事業【西京地区】 施設修繕、更新	県		
		県営中山間地域総合整備事業【西之表創生地 区】 生産基盤・環境整備	県		
		多面的機能支払交付金事業 農業施設点検・改修等	任意 団体		
		水産業	離島漁業再生支援交付金事業	市	
		(2) 漁港施設	漁港維持補修事業 施設補修	市	
	漁港水産物供給基盤機能保全事業		市		
	(8) 観光又はレクリ エーション	北部観光拠点施設整備事業 休憩所、トイレ等整備	市		
		<u>浦田シーサイドハウス補修事業</u> <u>改修等</u>	<u>市</u>	<u>追加</u>	

	中核施設建設事業 施設整備	市		
	中核施設周辺整備事業 橋・公園整備等	市		
	中核施設運営事業 施設運営	市		
(9) 過疎地域自立促進特別事業	中心市街地活性化事業 組織構築・活動補助	市		
	農業人材力強化総合支援事業(新規就農者定着促進補助金) 農業用機械・施設等導入助成	任意 団体		
	林業就労改善推進事業	森林 組合		
	水産資源生息生態調査事業 トコブシ生息生態調査	市		
	企業活動支援事業 活動支援補助	市		
	グリーン・ツーリズム推進事業 受入体制・施設整備費補助	市		
	集客交流等活性化事業 受入体制整備	市		
	地域通貨導入事業	市		
	(10) その他	さとうきび反収向上対策事業 技術指導・支援、生産計画	市	
		地域ブランド推進事業 品質の高位平準化等の検討及び実践	任意 団体	
安納いも育苗資材支援事業 指導体制の強化		市		
鳥獣被害防止ネット助成事業 鹿対策		任意 団体		
鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業(ソフト事業) 地域ぐるみの鹿対策		市		
鳥獣被害防止総合対策推進交付金事業 鳥獣被害防止柵の設置		市		
種子島あかおぎ牛導入支援事業 優秀な雄牛種の購入補助		市		
畜産増頭推進支援事業 家畜導入助成		任意 団体		

西之表市農業振興公社支援事業	農業振興公社	
有害鳥獣対策支援事業 鳥獣被害対策	任意団体	
種子島森林組合運営資金貸付事業 森林組合運営補助	市	
木材チップ島外出荷支援事業 島外出荷経費補助	森林組合	
ナガラメ養殖場活性化対策事業	市	
漁業経営改善支援事業 漁業用燃料油一部助成	市	
商工振興事業 販路開拓、販売促進等	市	
特産品開発支援事業 特産品開発	市	
産業創出雇用促進事業 企業立地、支援等	市	
商工会活動支援事業 商工会への補助	市	
産業間連携推進事業 各団体等連携	市	
商工業振興資金利子補給事業 利子補給	市	
インターンシップ事業 人材確保	市	
創業支援事業 総合的な支援	市	
宇宙芸術祭事業	市	
文化的・地域的特徴を活かした持続的コミュニティの共創拠点事業 大学等との連携強化	市	
観光サイン事業 観光看板整備	市	
Wi-Fiスポット整備事業 環境整備	市	
旅行券発行事業 旅行券の発行	市	

	にぎわい創出実施計画実行事業 まちなかのにぎわい	市	
	県営田之脇港改修（離島・統合補助）事業 防波堤改良等	県	
	県営西之表港改修（離島・統合補助）事業 照明灯 車止め 岸壁舗装等	県	
	港湾改修（離島・統合補助）事業	市	
	西之表港船舶給水施設整備事業 海上保安署の巡視艇等への給水施設	市	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 交通基盤の整備

(ア) 道路の整備

国道及び県道については舗装率が100%となるとともに、市街地へのアクセス改善が図られ、利便性が向上しました。市道については市街地と周辺地域を結ぶ未改良路線の整備を進めていますが、十分に整備されたとは言い難い状況にあります。さらに、耐用年数が経過している路線が多く、橋梁については、長寿命化計画に基づいた今後の整備が急がれます。

(イ) 運輸体系の確立

航路については、平成元(1989)年の高速船の就航により島民の利便性は格段に向上しました。参入企業による過度の価格競争は収束しましたが、曜日運航による便数の減少などの課題が残っています。また、現在航行中の高速船は、1番新しい船でも20年、古い船では35年を経過しており、老朽化が進んでいるため、新造が必要となってきますが費用面や新造技術の問題など就航している多くの離島航路で大きな課題となっています。今後も、安全性・確実性・快適性を備えた大型高速船の就航などの新航路体系も模索し、観光振興や島民生活へ大きな影響が波及しないよう対策を急ぐ必要があります。

島民の生活を支える貨物輸送体系については、今後も予想される取扱貨物量の増大・多様化などに対応した港湾施設の整備が望まれます。

航空路については、新種子島空港が開港したものの、利用が伸び悩み、種子島—鹿児島便の減便や種子島—大阪の定期便の廃止が相次ぎました。島民の利便性はもとより、観光振興面からも大幅なマイナスとなり、島内及び屋久島との連携による観光体制確立と合わせ、路線拡大は重要な課題となります。また、乗り継ぎへの改善やロケット打ち上げ時等の繁忙期への対応も課題となります。島民や観光客の利便性の向上のため、LCC(格安航空会社)の誘致や要望活動も必要です。

有人国境離島法による離島住民の運賃低廉化により、島民の航路、航空路に対する負担は軽減されましたが、観光客等の誘致のための取り組みも進める必要があります。

陸上交通としては、平成22(2010)年度から大字地区と中心市街地を結ぶデマンド型乗合タクシーを運行し、高齢者等の生活の足として利用されています。また、中心市街地においては、市街地巡回バスを運行し、各拠点間を結んでいます。中学校の統廃合によって運行を始めたスクールバスについては、学校行事にも活用されるなどの利用の拡大を図っていますが、高校生の乗車など更なる利用拡大についても検討していく必要があります。また、島内を縦断する路線バスや空港バスの利用増や観光バスの運行も課題としてあげられます。高齢化社会の到来を見据え、地域間格差の是正を図る意味でも、利用者の利便性向上と市財政負担の軽減を図りながら、安全で持続可能な公共交通体系の構築が

求められています。

イ 情報・通信基盤の整備

(ア) 地域の情報化

情報通信については、光通信基盤を平成 23（2011）年に市内全域に整備し、超高速ブロードバンドサービスが利用できるようになりました。また、携帯電話についても受信可能エリアは年々広がってきており、3キャリア合わせると市内全域をほぼカバーしており、地上デジタル放送の難視聴地域は解消されています。

情報化の進展に伴い、多様化する住民ニーズに対応するには、地域情報化計画に基づいて、総合的な推進を図っていくことが求められ、福祉・医療・観光・交流・商工業をはじめとする様々な分野においても積極的な活用が求められます。

一方で、なりすましや情報の抜き取りなど情報通信技術による様々な犯罪も増加しています。情報セキュリティの強化や情報リテラシーの向上などの対策も必要です。

(イ) 行政の情報化

電子自治体構築による情報化への対応やネットワークの安全性・信頼性の確保と個人情報の保護、職員の情報保護への意識向上が求められています。あわせて、地域の情報化に対応すべく、行政情報の積極的な公開も進めていく必要があります。

ウ 住環境の整備

(ア) 海岸保全

本市海岸の4分の1が海岸保全指定を受けています。指定海岸については、年次的に整備が進められていますが、さらに国土保全と生活の安全を確保するため、計画的に保全施設整備を促進する必要があります。

(イ) 景観づくり

ハイビスカスの里親や地域、各種団体の景観づくりを支援します。

(ウ) 砂防対策

本市には、急傾斜地崩壊危険箇所が106箇所あり、その内危険区域に指定された急傾斜地は19箇所あります。また、土石流危険渓流が37渓流あり、今後、年次的に整備を進めていく必要があります。

(エ) 河川改修

本市には、県管理の2級河川が4河川、市管理の準用河川が10河川、普通河川が32河川あり、いずれも天然蛇行した河川で大雨による氾濫が発生します。2級河川については甲女川、湊川の整備が進められています。

また、準用河川のうち2河川については整備済ですが、未整備箇所が多いため、今後も引き続き整備を図っていく必要があります。

(オ) 水資源の確保

本市の水道事業の現状は、ほぼ全域に安定供給を行っていますが、地形的に水源が乏しいため、水の保水力が不足しており、森林保全の推進と水源の開発が求められています。また、経営安定化及び安全で安心な水を提供するため、簡易水道の上水道への統合を進め、集落水道の保全についても支援していきます。

(カ) エネルギー対策

離島である本市においては、エネルギー面ではこれまでも化石燃料に頼っており、輸送費等も上乘せされた上で負担が増加し、島内の資金が島外へ流出しているのが現状です。現在、電力システム改革の中で、電力小売の全面自由化などが進められており、大規模集中型発電から分散型エネルギーの割合を高める議論がなされています。全国に先駆けて人口減少や少子高齢化の進展する本市においては、地域課題の解決手段及び地域収入効果としての再生可能エネルギーの導入の効果は高く、単なるエネルギー問題だけではなく、まちづくりや交通、産業などさまざまな分野への相乗効果が見込まれます。

エ 地域間交流の促進

(ア) 都市と農村との交流

本市では、農村の持つ美しい自然環境や景観を大切にしながら、生産と生活の調和のとれた農村整備を進め、都市との交流を積極的に推進し、若者の定住や高齢者が安心して生活できる環境づくりを進めていく必要があります。懐かしい農村環境や地域資源を生かした農村宿泊といったグリーン・ツーリズムについては修学旅行を対象に実施していますが、今後は対象者の拡大を図っていきます。地域の取組としては、中割校区が農産物の収穫体験や古田校区では味噌づくり体験などを通じて交流推進を図っています。

(イ) 市民が主体となった交流の促進

本市では、大阪府堺市、滋賀県長浜市と友好都市盟約を、伊佐市と姉妹都市盟約を結び、相互のまつり等のイベントやスポーツ等を通して交流を促進しています。また、桜島や甕島、奄美大島から移住してきている方々も多く、100年を超える交流が継続されています。今後も節目の年々に相互訪問を行い、その絆を深め、次世代に継承する取り組みが期待されます。

(2) その対策

ア 交通基盤の整備

(ア) 道路の整備

- ・市道の改良については、緊急性の高い未改良路線の整備を引き続き進めます。また、舗装の耐用年数を過ぎた路線については、優先順位や緊急性を考慮の上、計画的に整備を促進します。
- ・橋梁については、長寿命化計画に基づき、計画的に整備を進めていきます。
- ・国道や県道については、歩道の整備など、より安全で円滑な交通基盤の推進を図ります。

(イ) 運輸体系の確立

- ・船舶の大型化に対応した基盤整備、新航路の開設に向けた積極的な取り組みを実施していきます。
- ・種子島1市2町連携の上、空港利用促進に努めるとともに、LCC(格安航空会社)やジェット機就航に向けた積極的な取り組みを実施していきます。
- ・公共交通のあり方の検討を行い、効果的かつ利便性の高い公共交通体系を構築します。

イ 情報・通信基盤の整備

(ア) 地域の情報化

- ・光通信基盤の利用促進を図り、離島における条件の不利益を解消し、地域の情報化を推進します。

(イ) 行政の情報化

- ・光通信基盤の整備に伴う市内各地域拠点施設とのネットワーク化を推進し、行政サービスの向上を図ります。
- ・職員の情報リテラシー及び情報保護への意識の向上を図ります。

ウ 住環境の整備

(ア) 自然環境に対応した海岸の保全

- ・海岸保全指定の未整備地区については、緊急度の高いところから順次、整備を推進します。

(イ) 地域特性を生かした景観づくり・庭園化活動の推進

- ・ハイビスカスの里親や景観づくりへの市民参加を促し、花と緑を感じられる地域の街並みづくりを推進します。

(ウ) 災害を未然に防止する砂防対策

- ・計画的に保全施設の整備を行い、安全で安心できる生活環境の促進を図ります。

(エ) 自然環境に配慮した河川の改修

- ・未整備の河川については、治水とあわせて、自然環境に配慮した整備を計画的に促進します。

(オ) 安定供給のための水資源の確保

- ・水資源確保や環境整備等について、関係行政機関との連携はもちろんのこと、広報活動を進めながら、住民意識の確立に努めていきます。
- ・安全で安心な水を供給するために、施設の維持管理や、老朽施設の更新を進め、また、災害に強い施設とするため耐震化を進めていきます。
- ・料金の改定や簡易水道の統合など、維持コストの縮減や効率的な事業運営により、経営の健全化を図っていきます。

(カ) エネルギー対策

- ・地域資源であり、地球温暖化対策となる再生可能エネルギーを活用した循環

型エネルギーの構築を目指し、太陽光や風力はもとより、森林やサトウキビ、産業振興の課題となっている家畜ふん尿等を利活用したバイオマス発電、バイオ燃料（エタノール、ディーゼル、ガス）などの取り組みを推進し、インフラ整備等についても検討していきます。

エ 地域間交流の推進

（ア）都市と農村との交流

- ・体験型観光を推進し、農業体験等を通じての都市住民との交流を図り、農業・農村に対する相互理解を図ります。
- ・郷土に眠る伝統文化や芸能の掘り起こしと世代間の交流を促進するとともに、農村女性による地域資源を活かした特産加工品の開発や起業活動を推進します。
- ・他産業との連携を強め、相乗波及効果を生み出していけるような施策の検討を進めます。
- ・U I Jターナー者の受け皿づくりを進めます。

（イ）市民が主体となった交流の促進

- ・既存の姉妹都市・友好都市等との交流や、民間レベルの草の根的な交流を積極的に存続していくとともに、新しい交流のあり方を模索していきます。
- ・修学旅行やスポーツ合宿を誘致するなかで、農山漁村宿泊体験を取り入れた体制を構築します。

(3) 計画

事業計画を次のように定めます。

事業計画（平成 28（2016）年度～2020 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通 通信体系の整備、 情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道 道路	西町上之原線道路改良事業 改良	市	
		安城平松線道路改良事業 改良	市	
		浅川城線道路改良事業 改良	市	
		湯之川鉄砲場線道路改良事業 改良	市	
		洲之崎 9 号線道路舗装事業 舗装	市	
		城上之原線道路舗装事業 舗装	市	
		池野線道路舗装事業 舗装	市	
		上洲之崎線道路改良事業 改良	市	
		浦田線道路舗装事業 舗装	市	
		現和下之町石堂線道路舗装事業 舗装	市	
		鴨女町西之表港線道路舗装事業 舗装	市	追加
		池野川迎線交通安全対策事業 改良	市	
		安城平松線道路改良事業【平松工区】 改良	市	
		上之原東町線舗装工事事業 舗装・排水路改修	市	
		道路舗装補修事業 舗装	市	
	交通安全対策事業 交通安全対策工事	市		
橋りょう	橋梁補修事業 橋梁補修	市		

(2) 農道	基盤整備促進事業【川脇地区】 改良舗装	市		
	農免農道整備事業【横山地区】 改良・舗装	県		
	農道網整備事業【東海南地区】 改良舗装	県		
	基幹農道整備事業【現和地区】	県		
	農道維持補修事業	市		
	農道保全対策事業【住吉地区】 保全対策	県		
	<u>農地耕作条件改善事業【横山地区】</u> <u>施設更新、改良舗装</u>	県	<u>追加</u>	
	(6) 電気通信施設等 情報化のための施設 通信用鉄塔施設	民放ラジオ難視聴解消支援事業	民間 事業者	
防災行政用無線施設 デジタル化		市		
その他の情報化のた めの施設		地域情報通信基盤運営事業 光ファイバー敷設・保守、携帯電話伝送路等	市	
		避難所Wi-Fi整備事業 市内21箇所	市	
(10) 地域間交流	島元気郷たねがしま構想事業 定住対策	市		
(12) その他	地方特定道路整備事業【西之表南種子線・伊闕国上西之表港線】負担金	県		
	地域公共交通活性化協議会運営事業 公共交通の確立	市		

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道の整備

水道事業については、安全で安定した水道システムを維持し、渇水対策をはじめ、施設の更新や水源水質の保全等への対応などが求められています。また、水に対する市民のニーズは、多様化、高度化してきており、今後ますますその傾向は強まっていくものと思われます。

各施設整備については、これまで阿曾浄水場更新をはじめ水圧水量不足による配水池の改修や配水管の整備等を行ってきましたが、今後は渇水対策や水質の管理が課題となります。浄水場や管理体制については、施設の一括管理ができていないことから集中管理システムの導入や非公営簡易水道の公営化への推進、施設間の統合など経営の効率化、安定化を図る必要があります。

簡易水道については、平成 19（2007）年度に国庫補助金に関する要綱等が一部改正されたことから、「簡易水道事業統合計画」に基づき、平成 28（2016）年度の期限までに統合が進められました。

このように変化する時代の要請を受け、今後の水道事業には、人口や企業減少による需要の減退の中で、経営の健全化とともに清浄で安全な水をいかに安定して供給するかということが問われています。

（参考：水道施設の状況、平成 27（2015）年度）

区分	給水戸数	給水人口 (人)	年間給水量 (m ³)	1日給水量		
				1日平均 (ℓ)	1人平均 (ℓ)	
上水道	阿曾・西京	4,831	9,716	1,377,619	3,763,986	387
	※1 住吉	244	425	56,165	153,456	361
	※1 安城	125	230	30,434	83,153	362
	※1 古田	131	263	26,366	72,038	274
	※1 牧之峯	16	35	4,575	12,500	357
	※2 現和	262	533	64,909	177,347	333
	※2 安納	332	645	68,794	187,962	291
	※2 岳之田	52	94	11,370	31,066	330
	※2 田之脇	183	308	18,454	50,421	164
	計	6,176	12,249	1,658,686	4,531,929	370
簡易水道	国上	1,134	2,192	243,412	665,060	303
	南部	292	544	60,266	164,661	303
	計	1,426	2,736	303,678	829,721	303
計	7,602	14,985	1,962,364	5,361,650	358	

※1 平成 24（2012）年 4 月 1 日上水道へ統合

※2 平成 25（2013）年 4 月 1 日上水道へ統合

イ 下水路及び下水道整備

生活排水の増大や新たな住宅地の開発に伴い排水量が増加し、豪雨時に度々浸水する箇所があるため、新たな下水路の整備を図る必要があります。

近年、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活雑排水の処理に努めていますが、排水路の無い箇所や中心市街地では合併処理浄化槽の設置場所を確保できず、また、単独処理浄化槽の利用者による合併処理浄化槽への更新が進まないことから、普及が伸び悩んでいます。

環境保全と快適で住み良い生活環境づくりのため、側溝などの整備を進めていく必要があります。

ウ 環境衛生対策

自然環境保全のため、市民総参加の海岸清掃や道路清掃を実施するとともに、ごみの有料化、拠点収集の実施に伴い、ごみの減量及び適正処理や環境問題に関しての市民の意識や関心が高まりつつあります。

今後は、循環型社会の実現に向け、再生可能エネルギーへの転換や生ごみ等の資源化に取り組む必要があります。

エ 防災

本市における災害発生の要因は、主に、台風、大雨などの自然災害によるものですが、平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、大規模地震による津波被害が想定され、本市においても南海トラフ巨大地震などへの対策が必要です。

これまで河川改修、治山、急傾斜地崩壊対策など計画的に整備を進めていますが、これらの河川や危険箇所等の整備拡充をさらに進めるとともに、老朽化が進む防災行政無線のデジタル化への移行や消防分団詰所の建替、避難場所・避難路の整備、災害発生時の非常用品の備蓄などの対策を充実していきながら、防災訓練の実施や出前講座等による市民の意識を更に高めていくことで、減災につなげていく必要があります。

また、あわせて年々増加傾向にある救急搬送や多様化する火災等に対応していくため、消防施設の充実や消防団員の確保と訓練の充実、資機材の整備などの体制の強化を図る必要があります。

オ 住宅環境整備

本市では、生活水準向上、住生活の近代化のため、老朽・狭小公営住宅の建替に取り組んでいます。今後計画的に公営住宅建替について検討していく必要があります。

また、全体の過疎化と市街地への人口集中による二重過疎に歯止めをかけ、大字地域の若者流出対策、また、本市への移住・定住の促進策を講じるためにも、良好な住宅供給、良質な住宅ストックの確保が求められ、周辺環境にも影響を与える危険な空き家の対策とともにその活用策も講じていく必要があります。

(参考：市営住宅の戸数)

(単位：戸)

年度	総数	木造等		準耐火 (簡耐火 2F 含)	耐火	市単独	
		木造	簡耐火			簡耐火	簡耐火 2F
平成 10 (1998)	448	42	217	34	150	1	4
平成 15 (2003)	446	40	97	34	270	1	4
平成 20 (2008)	441	38	78	29	291	1	4
平成 25 (2013)	433	36	72	29	291	1	4
平成 27 (2015)	455	36	72	29	291	1	26

カ 都市公園

都市公園は施設の老朽化が進んでいることから、子どもの遊具など施設整備の充実や利用促進のために便所の水洗化等を進めていく必要があります。緑地は、憩いと潤いの場としての整備が課題です。近年の健康ブームにより、ウォーキングやジョギングを行う市民が増加していることから、安心・安全な施設整備も必要となっています。

(参考：都市公園の状況)

区分	施設	面積 (ha)
街区	栄町公園	0.11
街区	東町公園	0.05
街区	花里浜公園	0.25
街区	新城公園	0.14
近隣	美浜公園	1.01
近隣	嘉永山公園	4.50
特殊	中央墓園	3.90
総合	わかさ公園	11.90
計		21.86

(2) その対策

ア 水道の整備

- ・耐震化を基本とした水道施設更新を図り、今後予測される人口減少に伴う水需要の減少にも対応可能な施設への転換を検討します。また、施設の効率的な運転管理を図り、設備の統廃合や規模の適正化に努め、持続可能で健全な水道事業経営を目指します。
- ・簡易水道事業については、清浄な水を供給するため、クリプトスポリジウム対策として各簡易水道に高感度濁度計を設置し水質問題の解決を図るとともに、浄水施設整備により安定給水の確保を図ります。

また、非公営簡易水道の統合や集中管理システムの検討、給水管の台帳整備

により、効率的で安定した管理体制の確立を図ります。

イ 下水路及び下水道整備

- ・ 中心市街地の雨水対策については、既設の都市下水路を見直し浸水被害軽減のため、今後、計画的に下水路整備を進めていきます。
- ・ 快適な生活環境の確保と公共用水域の保全を図るため、側溝やかんがい用水路及び水路等について計画的に整備します。
- ・ 下水道施設の設置可能性について検討します。

ウ 環境衛生対策

(ア) 環境衛生対策の推進

- ・ 合併処理浄化槽の年間 100 基設置を推進します。
- ・ 合併処理浄化槽への設置替えを強化するため、補助制度の充実を検討します。
- ・ 住宅密集地の汚水対策を検討します。

(イ) 自然環境の保全

- ・ 市民一斉海岸清掃・道路清掃を実施します。
- ・ 海岸漂着物などの収集を実施します。
- ・ 広報・啓発活動を積極的に推進します。
- ・ 温室効果ガス排出量抑制対策を講じます。

(ウ) 適正な廃棄物処理

- ・ コンポスト・電動生ごみ処理機のさらなる普及を図ります。
- ・ 資源ごみの新たな分別品目を検討します。
- ・ 事業系生ごみの減量化を検討します。
- ・ 不法投棄防止の看板を設置します。
- ・ 西京苑においては、適正な一般廃棄物処理（水処理）を実施します。
- ・ 西京苑においては、資源化（堆肥化）処理方式による余剰汚泥（生ごみ含む）処理を実施します。

エ 防災

(ア) 自助・共助の強化

- ・ 自然災害などの危機事象に関する知識の向上に努めます。
- ・ 地域の防災活動リーダーづくりに努めます。
- ・ 防災資機材や備蓄品などの整備に関する支援体制を構築します。
- ・ 地域の防災訓練の充実を図ります。
- ・ 消防団への参加促進、施設の整備など消防団の充実強化を図ります。

(イ) 公助の強化

- ・ 自然災害などの危機事象に関する対応計画の充実を図ります。
- ・ 防災資機材や備蓄品の整備を行い、市民の安全・安心の確保を図ります。
- ・ J-ALERT（全国瞬時警報システム）を活用した緊急連絡体制の強化を図ります。
- ・ 危機事象発生時に正確な情報を迅速に収集伝達できるよう情報通信機器の整備

を行います。

- ・避難道路の確保と整備を図ります。

(ウ) 連携協働による防災・減災対策の推進

- ・防災訓練などを通じ、自主的な災害対応力を育成し、関係機関との連携強化を図ります。
- ・民間企業などとの災害時応急活動に関する協定を締結し、防災体制の強化を図ります。

オ 住宅環境整備

- ・市営住宅の経常的修繕を計画的に行うとともに、大規模修繕や建て替えの必要性について検討します。
- ・住宅の環境整備を推進します。
- ・家屋の所有責任を明確化し、危険空き家の所有者に指導を行います。
- ・安全性確保に必要な空き家調査や応急的な処置を行います。

カ 都市公園

- ・都市公園の便所、遊具施設、駐車場、散策道などの整備・充実に努めます。

キ 過疎地域自立促進特別事業

○ごみ減量化推進事業：住み続けたいと思える地域づくりを進めるとともに、地域の力で環境問題を解決するため、生ごみの堆肥化やごみ分別の推進事業に関して、地域住民と行政との協働によるソフト事業群の組み合わせにより、きれいな地域づくりを推進します。

(3) 計画

事業計画を次のように定めます。

事業計画（平成 28（2016）年度～2020 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	西之表地区水道施設中央監視装置整備事業 集中監視装置更新	市	
		阿曾第1・2配水池更新事業 耐久度確認、更新	市	
		阿曾浄水場取水施設整備事業 原水確保	市	
		老朽管更新事業 耐震管路への更新	市	
		計測設備更新事業 流量計・水位計等の更新	市	
		機械設備更新事業 ろ過機・ポンプ設備・非常用発電機の更新	市	
		能野地区生活基盤施設耐震化等交付金事業 公営化	市	
		国上地区生活基盤施設耐震化等交付金事業 配水管更新	市	
		武部地区生活基盤施設耐震化等交付金事業 配水管更新	市	
		深川地区生活基盤施設耐震化等交付金事業 配水管更新	市	
	(2) 下水処理施設 その他	合併処理浄化槽設置事業 設置補助	市	
	(4) 火葬場	西之表斎苑施設整備事業 斎苑の改修	市	
	(5) 消防施設	小型動力ポンプ整備事業	市	
		防火水槽設置事業	市	
		消防ポンプ車整備事業	市	
榕城分団・女性分団詰所整備事業		市		
高規格救急車更新事業		消防		

	水槽付消防ポンプ自動車更新事業	消防	追加
(6) 公営住宅	市営住宅解体事業	市	
	市営住宅（桜が丘）改修事業	市	
	公営住宅管理事業	市	
(7) 過疎地域自立促進特別事業	ごみ減量化推進事業 ごみ資源・減量化	市	
(8) その他	急傾斜地崩壊対策事業【西町2】	県	
	急傾斜地崩壊対策事業【東町】	県	
	急傾斜地崩壊対策事業【武部】	県	
	急傾斜地崩壊対策事業【浅川】	県	
	県単砂防事業【浜脇川】	県	
	住宅改修環境整備事業 住宅改修費補助	市	
	住宅環境整備事業 耐震診断、耐震改修、住宅改修補助	市	追加
	松原公園整備事業	市	
	あっぱ〜らんど施設整備事業 施設整備等	市	
	交通安全施設整備事業 施設設置等	市	
	都市公園環境整備事業 トイレ改築	市	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 地域包括ケアの推進

本市の高齢化の現状を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしと安定した日常生活を送るため、「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・予防」のサービスが日常生活の圏域の中で、適切に提供されるよう、地域における継続的な介護サービス体制の整備や在宅医療と介護の連携、介護予防の推進、生活支援体制の整備、住まいの安定的な確保等、医療・介護・日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアの構築が必要です。

イ 地域福祉の充実

高齢化の進展と地域経済の極度の低迷により、社会的支援なくしては自立した生活を送ることができない世帯が増加しています。障がい者を含めた要援護者に対する、昔からの慣習により地域で協力して引き継がれてきた見守り・声かけ活動を再認識し、関係機関との連携や支援体制を構築の上、地域全体で支え合う社会づくりが求められています。要援護者の現状に合わせたサービス内容の検討が必要になるとともに、社会参加を促進するための交流の場の整備及び働く場の充実、住民の理解と協力体制の整備を図る必要があります。

ウ 子ども・子育て支援の充実

就労の多様化や女性の社会進出、家族形態の変化等による子育てに対する経済的・心理的・肉体的な負担や悩みにより、保護者の幼児教育・保育ニーズの多様化も進んでいます。平成 26（2014）年度から実施している子ども医療費助成制度の拡充、保育料の軽減、幼稚園就園奨励費の改善による経済的支援に加え、更なる充実が求められており、子どもの最善の利益と、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現、子育てと仕事の両立を支える子育て支援の必要性がますます高まっています。社会のあらゆる分野において、それぞれが役割を果たし、相互に協力していくことが課題となっています。

(2) その対策

ア 地域包括ケアの推進

(ア) 介護サービスの充実

- ・地域包括ケアシステムの必要性の普及啓発を行います。
- ・正しい認知症の知識の啓発とあわせ、認知症の方及びその家族の方に対する支援を行います。
- ・多様な主体による各種サービス体制を整備します。
- ・介護・認知症・虐待など、各種相談に応じ、適切なサービスへと繋ぐため関係機関と連携します。
- ・地域での見守り・声かけ・介護予防活動などの取り組みを支援し、あわせて

地域における支援者の人材確保・育成に努めます。

(イ) 高齢者の社会参加の促進

- ・社会参加することが介護予防に繋がることから、様々な社会参加の機会の創出に努めます。
- ・高齢者の社会参加を支援する人材の育成に努めます。
- ・単位老人クラブ・老人クラブ連合会やシルバー人材センターの活動を支援します。
- ・高齢者の健康増進、介護予防活動を支援するため、元気度アップ・ポイント事業を展開します。

イ 地域福祉の充実

(ア) 障がい者の自立支援

- ・障がい者などの自己決定の尊重と意思決定の支援を行います。
- ・障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施を推進します。
- ・就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備を推進します。
- ・相談支援体制の充実と、課題を共有し解決を図るため協働していく機関の機能強化を図ります。

(イ) ひとり親家庭の自立支援

- ・児童扶養手当の支給により経済的負担の軽減を図ります。
- ・ひとり親医療費の負担軽減を図ります。
- ・ひとり親家庭の自立促進のため、安定就労に向けた職業訓練などへの支援を行います。
- ・福祉資金貸付の県への進達を確実に実施します。

(ウ) 生活困窮者の自立支援

- ・関係機関（弁護士、年金機構、ハローワークなど）を利用した相談・窓口体制を敷き、くらしサポートセンターや地域包括支援センターとの連携を図りながら生活基盤の安定を図ります。経済的困窮者には金銭支給もあわせて行い、自立助長を図ります。

(エ) 地域福祉活動の推進

- ・各種団体への事業及び運営支援を行います。
- ・被災者など要支援者へ必要な給付を行います。
- ・交流事業・検討会議などを開催（参画）します。
- ・要支援者向けに相談会を開催します。
- ・各地域における多様なニーズや要支援者を把握するツールなどの作成に取り組みます。

ウ 子ども・子育て支援の充実

(ア) 子どもの育成支援

- ・児童手当の支給により子どもの健やかな成長を支えます。
- ・子どもの医療費に係る負担の軽減を図ります。

- ・ 出生児・満1歳児をもつ保護者に対し、子育てを応援する取り組みを行います。
- ・ 特別児童扶養手当の県への進達を確実に実施します。
- ・ 保育所入所及び幼稚園入園に係る経済的負担の軽減を図ります。

(イ) 母子保健の推進

- ・ 母子の健康に関する健診・教育・相談を成長の各時期に応じて実施します。
- ・ 多種多様化する子育て環境の変化に応じて相談体制を充実します。
- ・ 子育て世代包括支援センターの設置に向けて検討を行います。

(ウ) 地域における子育て支援体制の充実

- ・ 一時預かりの拡充と病児・病後児保育の実施に向けて努力します。
- ・ 放課後児童クラブの質の向上に努めるとともに環境整備を推進します。
- ・ こども総合センターの機能を充実させて、子育て世代の支援に努めます。
- ・ 行政、学校、地域の連携により切れ目のない支援に取り組みます。

オ 過疎地域自立促進特別事業

○子ども医療費助成事業：6歳未満児までを対象としていた医療費助成を中学生まで、さらに18歳までと段階的に拡充して、保険診療による医療費の自己負担分を助成することにより、子育て世代の負担軽減と子どもの健やかな成長が保障されるような取り組みを進めます。

○高齢者等配食サービス事業：在宅で日常生活を営むことに支障がある高齢者や障がい者に対し、食事の支援を行うことにより、低栄養の予防など食生活の改善と孤独感の解消を図り、あわせて安否確認を行います。

○幼稚園就園奨励費補助事業：幼稚園に就園する保護者で、所得が低い者に対して補助金を支払い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

(3) 計画

事業計画を次のように定めます。

事業計画（平成 28（2016）年度～2020 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 児童福祉施設 保育所	保育所緊急整備事業 改修	市	
		保育所等整備交付金事業 改修	市	
		<u>児童館</u> 児童館等施設整備事業 改修	<u>市</u>	<u>追加</u>
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	子ども医療費助成事業	市	
		高齢者等配食サービス事業	市	
		幼稚園就園奨励費補助事業 就園費補助	市	
	(9) その他	一時預かり事業 一時保育	市	
		放課後児童健全育成事業 児童クラブ設置	市	
		生活困窮者自立支援事業 包括的な支援	市	
		災害見舞金支給事業	市	
		老人クラブ育成事業 補助金	市	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 健康づくりの推進

市が実施しているアンケート調査によると、日頃から自己の健康管理に取り組んでいる人の割合（91.5%）が高い数値を示している反面、自分が心身ともに健康だと思う人の割合（17.2%）はさほど高くなく、健康に何らかの不安を持っている市民が多いことが窺えます。健康づくりには、まず自分の健康状態を知ることが大切ですが、健康診査の受診者や各種健康教室等の参加者が少ない上に、固定化していることもあり、事業拡大や継続的支援につながらない状況です。本市の健診受診率は以前から低く、平成 20（2008）年度から各医療保険者に義務付けられた特定健診も、平成 28（2017）年度の受診率が 37.6%と低調な結果でした。

そういった現状から、市民の意識を醸成させるため、平成 27（2015）年 4 月に健康づくり推進条例を制定し、健康づくりに関する基本的理念並びに市民、事業者、地域団体、自治会等及び関係団体の役割並びに市の責務等を定めることにより、市民の健康の維持及び増進を図り、持って市民の福祉向上に寄与することを目的としています。今後その目的を達成するためにも、健（検）診等の長期未受診者や若年層、節目健診対象者への受診勧奨を積極的に推進して受診率の向上を図り、健康相談、健康教育等のあらゆる機会をとらえた啓発と個々人の取り組みを支援する環境づくりが必要です。

イ 医療及び医療保険体制の充実

本市の医療体制は、平成 25（2013）年末現在、医療機関が病院 2、診療所 4、歯科診療所 9 で、医療スタッフは医師 25 人、歯科医師 9 人、薬剤師 20 人、助産師 5 人、保健師 15 人、看護師 88 人、准看護師 140 人であり、脳神経外科医、小児科医、麻酔科医などの不足に加え、看護師が慢性的に不足しています。また、緊急時の医療体制の中では、医師が 1 人しかいない診療所などは、ヘリによる救急搬送時に医師が不在となることから、その対策が望まれていました。さらに既設のヘリポートは、医療機関からの距離や道路事情に問題があり、患者の搬送に支障をきたしていたことからその改善が望まれていましたが、平成 23（2011）年 12 月にドクターヘリが運航を始め、円滑な運航がされています。ただし、夜間や悪天候時に搬送ができないなど課題も残されています。

（参考：医療関係従事者数の推移）

年度	医師	医師一人当たりの人口	歯科医師	歯科医師一人当たりの人口	薬剤師	看護師	准看護師	保健師	助産師
H17（2005）	26	702	8	2,281	13	71	115	9	4
H21（2009）	27	642	8	2,167	20	120	148	14	2
H25（2013）	25	671	9	1,865	20	88	140	15	5

ウ 周産期医療体制及び環境の充実

本市のみならず、種子島の周産期医療は1市2町による一部事務組合で設置している「種子島産婦人科医院」が一手に担っていますが、これまでの診療所や産婦人科医師や助産師等の職員住宅は経年劣化が進み、防災上の不安もあったことから、新たな施設整備を実施し、今後高度化する医療の提供への対応や患者のプライバシーの保護等療養環境の改善を図りました。

過疎地域において周産期医療体制の維持は非常に難しい状況になっていますが、環境整備やこれまでの取り組みによって充実しつつあります。少子高齢化及び過疎化が進む本市において、若者の定住やUIターン、少子化対策などの施策と極めて大きな関わりがあり、医療専門職員確保とともに今後も継続的に取り組んでいきます。

(2) その対策

ア 健康づくりの推進

(ア) 各世代に応じた保健事業の実施

- ・地域での既存事業の活用や見直しを検討し、広報活動を強化することにより、健（検）診受診率向上を目指します。
- ・国保特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上により、生活習慣病の発症及び重症化予防を目指します。
- ・国保レセプトや健診データの分析結果を利用した保健指導・医療機関への適正受診勧奨により疾病の重症化予防を目指します。
- ・がん検診の受診率向上を目指し、各種がんの早期発見、早期治療につなげます。

(イ) 健康づくり推進体制の充実

- ・健康づくり推進員などの協力を得ながら、各地域主催の健康づくり教室などを推進していきます。
- ・健康増進を啓発するための健康づくり教室や、市民自ら健康管理ができるようにするための健康相談や健康教育を、保健センターで積極的に実施し、市民が保健センターを利用しやすい環境づくりに努めます。

イ 医療及び医療保険体制の充実

(ア) 医療機関の充実・連携による地域医療体制の整備

- ・医療圏における適正な医療体制の整備に努めるよう県に要請するとともに、周辺自治体や医療機関等との連携を図り、離島救急医療施設運営費補助金事業を活用し、医師の確保に努め、地域医療体制の整備に努めます。

(イ) 医療保険制度の安定運営

- 持続可能な医療保険制度を堅持するため、適用・給付の適正化を図り、財政の公平・公正な負担と健全化・安定化に努めます。

(ウ) 緊急医療体制の整備

- ・地域住民がいつでも安心して医療が受けられるように、第2次救急医療体制

をさらに充実するとともに、ドクターヘリの適切運航とヘリポートの整備に努めます。

ウ 周産期医療体制及び環境の充実

長期的、安定的な周産期医療を確保するため、熊毛地区医師会や県医師会をはじめ、鹿児島大学病院、地元の医療機関関係者と連携・協調を図りながら、種子島1市2町が協議を深める中で、より良い方向性を見出していきます。また、高度情報網の利活用についての検討を行います。

(3) 計画

事業計画を次のように定めます。

事業計画（平成28（2016）年度～2020年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 医療の 確保	(1) 診療施設 診療所	種子島産婦人科医院組合運営事業	種子島産 婦人科医 院組合	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 義務教育の充実

変化する社会生活に最低限必要な確かな学力を培い、倫理観をはじめとする豊かな人間性を育む道德教育を充実させ、忍耐力を備えた心身ともにたくましい体づくりを目指すことが課題となっています。また、社会の変化に伴い、子どもの数が減少しており、特に市内の小学校は、小学校 11 校のうち休校 1 校、複式学級を有する学校が 8 校となっています。このような中、各学校では小規模校のよさを生かした学校経営を行うとともに、市としても「小規模特認通学制度」や「種子島しおさい留学」の拡充を図り、特色ある教育活動の推進を行う必要があります。あわせて、児童生徒の生活基盤である家庭や地域の教育力を高めるため、学校・家庭・地域の一層の連携強化も課題です。そのため、学校教育では、児童生徒個々に応じたきめ細かな教育を充実させるため、人的な配置や教職員の指導力向上を図る必要があります。

また、老朽化している学校施設については、2020 年度までに学校施設などの長寿命化計画を策定するよう文部科学省から求められており、計画的な整備改修を行い、適切な維持・管理に努めるとともにデジタル化等に伴うタブレット PC を含む ICT 機器などの学習環境の整備を計画的に進める必要があります。信頼され開かれた学校づくりのために、地域との連携を一層密にした学校評価の充実も必要です。

また、食育の推進並びに児童及び生徒の心身の健全な発達に資する給食センターについても、施設等の老朽化が進んでおり年次的な施設改修や器材の更新が必要となっています。

イ 社会教育の充実

人間性豊かでたくましく生きる市民の育成を目指して、幼児から高齢者に至る生涯学習各時期の学習要求に応えられるよう、幼児学級、家庭教育学級、寿大学、高齢者学級を開設し、また、各種大会、研修会等、生涯各期に応じた生涯学習市民講座や各種教室・学級等を開催しているほか、生涯学習の拠点となる市民会館や市立図書館、各学校、勤労青少年ホーム、市民体育館、種子島開発総合センター、各地区・自治公民館を生涯学習センターと位置付け、市や地域の中核的な学習施設として整備活用を図り、社会教育の場を提供しています。青少年の育成にあたっては、異年齢の青少年団体による様々な生活体験や活動体験の場を提供するとともに、青少年の自主的・主体的な団体活動が円滑に行われるように、指導者やジュニアリーダーを養成し、青少年育成の環境づくりに努めています。

生涯学習の場、機会の提供はある程度なされていますが、活動する人の固定化や指導者の高齢化が課題となっており、今後は、多様化するニーズに対応する様々な学習メニューの提供、指導者の育成を進めていく必要があります。施設面では、社会教育施設が老朽化してきており、適正な維持管理、計画的な補修、修繕が必要となってきます。

社会教育の推進を図る基盤となる家庭教育の充実については、ライフスタイルに応じた各種講座を他部署と連携しながら行う必要があります。また、各種団体等については、特に女性層や高齢者層で顕著な組織離れ、役員のなり手不足が懸念されます。

ウ 社会体育の充実

市民の健康への関心の高まりなどにより、誰もが、それぞれの年齢や体力・技術・興味・目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が必要です。

本市では幅広い年齢層により多様なスポーツやレクリエーションが取り組まれています。老朽化した体育施設が多く、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ場を整備するとともに、指導者の育成・確保並びに資質の向上を図るなど指導体制を充実・強化するなどの対策が必要です。

また、2020年の東京五輪や鹿児島県で開催される国民体育大会を見据えた競技力の向上や施設整備が求められます。

(2) その対策

ア 義務教育の充実

(ア) 自ら学び自立する力をはぐくむ教育の推進

- ・各校の校内研修に指導主事が積極的に参加し、授業改善への指導・助言を行います。
- ・諸学力検査の分析結果を指導法改善に生かす研修を充実します。
- ・地域の人材活用及び小規模校の合同職員研修の実施を支援し、児童生徒の学力向上、教職員の資質・向上を促進します。
- ・幼（保育所・こども園）・小・中・高の連携を図ります。

(イ) 規範意識を養い、豊かな心をはぐくむ教育の推進

- ・各校のいじめ防止基本方針の徹底を図ります。
- ・「特別の教科 道徳」の推進を図ります。
- ・いじめ、不登校については、早期発見・早期解決のために組織力の向上を図るとともに、教職員のカウンセリング能力の向上に努めます。
- ・郷土の伝統行事、文化にふれる体験的活動及び勤労奉仕活動、ボランティア活動などの体験的活動を充実します。
- ・関係機関と連携して、幼児、児童生徒の実態把握に努めます。
- ・教職員の指導力向上のため、各種研修会を充実します。

(ウ) 健やかな体をはぐくむ教育の推進

- ・教科体育などにおいて運動量を確保するように学校に指導します。
- ・各学校と連携して、市主催行事への参加数を増やします。
- ・お口の健康に関するポスターの作成を通して、歯の大切さについての認識を高めます。
- ・学校保健研修会において、市の現状を鑑みた研究テーマを設定し研修を充実

します。

- ・学校保健研修会に地域住民が参加できるよう広報を充実します。
- ・学校保健研修会において協議した結果を、地域・家庭に還元し連携します。

(エ) 教育環境の整備・充実

- ・学習環境の整備に努めます。
- ・学校施設の長寿命化計画の策定を行います。
- ・奨学金制度の充実や給食費の負担軽減に取り組みます。
- ・給食センターの配送車や調理機器などの更新を行います。

イ 社会教育の充実

(ア) 生涯学習機会の充実

- ・「生涯学習に係る基本方針」に基づき、関係団体や機関がそれぞれ目標とする学習テーマを設定して取り組めるように、体制の整備充実を図ります。
- ・市民講座については、ニーズに沿った講座、学習機会を提供できるようにします。
- ・養成講座など、学習を発表できる場、技能を生かせる機会を提供します。
- ・自主講座については、その育成のため積極的に支援します。
- ・常に市民の学習ニーズを把握することに努めます。

(イ) 社会教育団体の育成・支援

- ・各種社会教育団体の現況やニーズを把握し、活動の支援を行います。
- ・各種研修会や養成講座への参加を支援します。
- ・各種団体相互の交流会や研修会を実施し、会員の親睦と団体相互の連携を推進します。

(ウ) 社会教育環境の充実

- ・様々な研修会や協議会を開催することで、参加者・関係者の連携や共通理解を深めます。
- ・社会教育に関する各種情報について、広報啓発していきます。
- ・学習者が得た知識や技能を生活の中で生かせるように、活躍の機会を提供します。

(エ) 青少年の健全育成

- ・青少年育成市民会議や問題協議会を開催し、青少年問題への対策・対応について協議していきます。
- ・各校区や地域において補導活動を行い、青少年の非行を未然に防止し、健全育成を図ります。
- ・体験型の学習活動をとおして、青少年の豊かな心やたくましく生きる力を育みます。

(オ) 社会教育施設整備の充実

- ・安心・安全な施設として市民が利用できるよう、適正な施設整備や管理に努めます。
- ・利用しやすい施設として運営するために、必要に応じて適切な管理体制を整

えます。

- ・老朽化した施設については、年次的・計画的に修繕や改修を進め、解体についても検討をしていきます。

ウ 社会体育の充実

(ア) 体育施設の充実

- ・市民が満足できる体育施設にするため、年次的な整備を検討します。
- ・今後の体育施設の管理運営については、関係機関と連携しながら進めていきます。

(イ) スポーツ・レクリエーションの振興

- ・幼児期からスポーツ・レクリエーションに親しむ場を設けます。
- ・スポーツ団体の指導者の確保・育成や資質の向上、指導体制の充実・強化を図ります。

エ 過疎地域自立促進特別事業

○学校給食費無償化事業:義務教育期間中の子を2人以上養育している世帯で第2子以降の児童生徒の給食費を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすいまちづくりを推進します。

(3) 計画

事業計画を次のように定めます。

事業計画（平成 28（2016）年度～2020 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考		
6 教育の 振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	学校施設維持補修管理事業 補修・維持管理	市			
		小学校特別教室空調整備事業	市			
		小学校空調整備事業	市			
		小学校施設改修事業	市			
		中学校空調整備事業	市			
		屋外運動場	小学校グラウンド整備事業	市		
			水泳プール	中学校プール整備事業	市	
				スクールバス・ボート	スクールバス管理事業 維持管理	市
		給食施設	給食センター設備更新事業	市		
	配食配送車更新事業		市			
	その他		学校施設改修事業	市		
		中学校トイレ改修事業	市			
	(3) 集会施設、体育施設等 図書館 体育施設	図書館システム導入事業	市			
		体育施設改修事業	市			
(4) 過疎地域自立促進 特別事業	学校給食費無償化事業	市				

	(5) その他	市民会館ブラインド設置事業	市	
		修学旅行補助事業 修学旅行費の補助	市	
		特認通学制度利用児童通学費補助事業	市	
		「種子島しおさい留学」里親補助金交付事業	市	

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 芸術文化・文化財保護の充実

文化協会や各種グループを中心とした自主的な文化活動が続けられていますが、活動の拠点となる場所が少なく、また、離島という制約のもとで、優れた芸術文化を鑑賞する機会が乏しい状況にあります。文化施設としての市民会館については、改修を実施し、機能の向上を図りましたが、一流のコンサート等舞台芸術が招聘できにくい現状です。また、これまで長年にわたって引き継がれてきた地域の伝統文化や郷土芸能も少子高齢化や、引き継いでいくべき若者の減少により、消滅の危機的状況にあり、現在、受け継がれている郷土芸能を中心に、毎年発表の機会を設けて伝承していきませんが、その他埋もれてなくなりつつある文化芸能の復活が大きな課題です。

市内の歴史・文化等を発信し、保存する種子島開発総合センターも開館から30年以上が経過し、さまざまな企画展やキッズコンシェルジュの取り組みなどにより来場者の増加に取り組んでいますが、開館以降、大きなリニューアルもされておらず、リピーターが少なく、観光客の減少とともに来場者の減少が続いています。一方で、平成22(2010)年に一般公開が始まった「赤尾木城文化伝承館 月窓亭(種子島家住宅)」については順調な運営がなされ、種子島のおもてなしが好評となっており、国登録有形文化財である「旧上妻家住宅主屋、旧上妻家住宅門」の活用も期待されます。

(2) その対策

ア 芸術文化・文化財保護の充実

(ア) 芸術・文化活動の推進

- ・優れた芸術文化の鑑賞機会の提供に努めます。
- ・伝統的または先端的な文化芸術を活用した振興策を検討していきます。
- ・文化団体の育成・指導、文化活動の支援を行います。

(イ) 文化財保護の充実・活用

- ・指定文化財の保存や活用を図ります。
- ・発掘調査を行った出土遺物の整理を行い、報告書を作成し、埋蔵文化財の普及啓発に努めます。
- ・種子島開発総合センター(鉄砲館)の整備を検討します。
- ・指定文化財に未指定のもので貴重なものは保存に取り組んでいきます。
- ・観光資源やまちづくり資源としての活用を検討します。

(ウ) 伝統文化・民俗芸能の保存と活用

- ・郷土芸能の保存・伝承に努めます。
- ・郷土芸能の発表の機会、観賞の機会をつくります。
- ・伝統文化にふれる機会をつくります。
- ・伝統文化をとおして、文化交流・観光振興・地域文化の高揚を図ります。

(3) 計画

事業計画を次のように定めます。

事業計画（平成 28（2016）年度～2020 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等	種子島開発総合センターリニュアル事業	市	
		種子島開発総合センター周辺植栽・看板設置事業	市	
		種子島家住宅保存活用事業 保存・保護・活用	市	
		月窓亭屋外トイレ整備事業	市	
	(3) その他	文化財保存技術記録作成・刊行事業 保存	市	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市においては、少子高齢化の進展により、地域の担い手不足やコミュニティの希薄化が進行し、地域が組織としての機能を果たせなくなってきました。また、人口の減少により、地域の店舗や交流の場が消失してきており、地域の生活環境の快適さが失われつつあります。特に、大字地区では組織体制の衰退、崩壊を防ぎ集落を維持・発展させていくためにいかに対応していくかが大きな課題であり、緊急かつ迅速にその解決に向けた方向性や取り組みを進めていく必要があります。

ア 地域の人口状況

人口20人以下の地域は、全96地域中、10地域あり、そのほとんどが市内の南～南東部方面に位置し、平成27（2015）年度には人口減少に伴う再編や住民がいなくなったことによって2地域が消滅してしまいました。

一方、人口が多い地域については、西之表港に近い中心市街地付近に存します。特に、松畠地域については1,320人弱の人口で、隣接する西之表中目・美浜町・野首地域と合わせると市全体の約2割の住民が居住しており、更に12校区中、都市計画区域を含む榕城・下西両校区に、市全体の3分の2近くが集中しており、大字地区の衰退と人口の偏在化が顕著となっています。

イ 世帯数の状況

世帯数の状況も人口の状況に比例して、南～南東部が少なくなっています。同地区の22地域の内、3割の7地域が10世帯以下となっており、地域全体として減少が大きいといえます。

ウ 高齢化率50%以上の地域

60歳以上の人口割合が50%以上の地域は、57地域で、本市の地域の半分以上となっています。また、65歳以上50%以上の地域は、全96地域中27地域という状況となっています。

エ 年少人口の極めて少ない地域

地域の将来の担い手となる年少人口が、全くいない地域が12地域、年少人口の割合が市の平均の半分に満たない地域が31地域もあり、今後地域の担い手不足がさらに深刻化することが懸念されます。

(2) その対策

ア 地域との協働の推進

- ・行政連絡員総会を開催し、情報提供を行います。
- ・意見交換会などを開催し、地域課題及び地域の資源の把握に努め、地域、地域おこし協力隊員、集落支援員などと連携し、その解決及び活用に向けた検討

を行います。

- ・地域と協働して、地域の将来像へ向けた今後の活動の基本となる「地域計画」の策定を検討します。

イ 地域の人材育成

- ・地域の各種団体が実施する地域貢献活動を支援します。
- ・地域とNPO法人の連携を推進し、それによる地域貢献活動を支援します。
- ・地域貢献を目的とした地域の各種団体の組織再生に伴う運営支援を行います。
- ・地域の高齢者や女性の活躍の場を創出していきます。

ウ 定住促進

- ・市外から市内へ、市街地から大字地域への人口誘導策となる事業を構築します。
- ・島元気郷住宅や地域活性化住宅及び短期滞在住宅の活用を促進します。
- ・空き家バンクの充実に努めます。
- ・定住に向けた情報の一元化を行い、効果的な情報発信を行います。

エ 過疎地域自立促進特別事業

- 地域を支える定住促進事業：特に人口減少が顕著な本市の大字地区において、地域を支える若者の減少に歯止めをかけるため、大字地域の活性化に必要な基礎的条件の整備等に関し助成を行い、地域を維持・活性化していく生活環境づくりに取り組みます。
- 未婚者への出会いの場提供事業：独身男女の出会える場を提供し、地域を支える若者の減少に歯止めをかけ、地域を維持・活性化していく生活環境づくりに取り組みます。
- 校区・集落づくり交付金事業：住民と行政が協働の上、地域の創意工夫を活かした地域づくりの推進のため、全校区と全自治会に交付金を交付し、地域と市全体の活性化を推進します。また、地域の課題ごとに住民自らが取り組む事業を支援し、地域生活環境の向上を図ります。
- 地域課題チャレンジ交付金事業：地域自らが自主的に取り組む生活環境の整備やコミュニティ基盤の整備、安全・防災対策、地域の魅力伝承等の事業に対し、その費用等を支援し、地域の振興を図ります。

(3) 計画

事業計画を次のように定めます。

事業業計画（平成 28（2016）年度～2020 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 集落の 整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	地域を支える定住促進事業 住宅建築・リフォーム・家賃補助	市	
		未婚者への出会いの場提供事業	市	
		校区・集落づくり交付金事業 校区・自治会交付金	市	
		地域課題チャレンジ交付金事業	市	
	(3) その他	小さな拠点づくり整備事業 計画策定、連絡体系整備、拠点整備	市	
		地域おこし協力隊パートナー事業 地域おこしのための人材雇用	市	
		地域活性化促進住宅事業	市	
		移住者支援事業	市	
		空き家バンク事業	市	

10 広域交流・連携による地域活力の創出

(1) 現況と問題点

ア 広域的な交流・連携

人口減少・少子高齢化の進展、社会資本の更新時期の到来、財政構造の脆弱化、防災対策などさまざまな社会環境変化に直面し、今後の行政運営のあり方を見直す時期にきており、本市の特色ある資源を多面的、広域的に活用した施策が必要とされています。

行政の資源やノウハウ等が限られる中で、公共サービスに対する市民ニーズに的確かつ持続的・効果的に応えていくためにも広域的な連携やあらゆる主体との連携は欠かせません。

特に、本市の存する種子島においては中種子町及び南種子町との連携、さらには屋久島町との連携を研究する必要があります。現在、種子島屋久島振興協議会を中心として熊毛地域の課題等について共有を図りながら、その対策にあたっていますが、より具体的な取り組みについて検討を進めていく必要があります。高速船や航空機による離島航路、航空路の維持、島内交通の利便性の向上、今後のエネルギー政策等は特に重点的な課題といえます。

さらに、離島として共通の課題を抱える全国の離島の自治体との交流や連携、姉妹都市や友好都市との連携、鉄砲伝来の歴史に関係する日本ポルトガル協会など、鹿児島県域を超えた交流・連携を促進し、地域の活性化を図る必要があります。

今後のあらゆる主体との連携については、平成 26（2014）年度に策定した公域連携推進ガイドラインに基づき、多様化、高度化する住民ニーズに対応するため、積極的な連携を進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 広域的な交流・連携

本市が抱える課題の解決や活性化のために共通の課題を抱える自治体やさまざまな知見を持つ団体、NPOと交流や連携を図り、地域の特色ある資源を活用して主体的な地域づくりを進めます。また、鹿児島県や種子島、屋久島の自治体、姉妹都市や友好都市とともに各地域間、世代間交流の活性化を図り、ネットワークの強化を図ります。

地域の魅力や優れた資源を効率的、効果的に発信するため、さまざまな主体や団体と連携し、交流拠点づくりを推進していきます。

11 その他地域自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 市民活力の醸成

本市においては、出生率が高いものの、生産世代、特に若い世代の人口流出が顕著であります。この主な要因は、人口減少や社会環境の変化による既存産業の衰退や所得水準の低下により、雇用の場が失われていることにあります。また、過疎化、高齢化が進み地域に活気が無くなっており、従来、地域が担っていた「ひとづくり」「ものづくり」や「支えあい」「助け合い」などの機能が失われつつあります。

これらのことから、生産世代の流失を防ぎ人口減少に歯止めをかけるためにも、生活基盤の安定や雇用環境の充実、そして、子育て支援や地域づくりなど、暮らしやすい環境づくりが求められています。併せて、地域への愛着や誇りを醸成するとともに、地域が持続できる多様性のある発展的な仕組みづくりを模索し、共生・協働による自発的な地域の再生が求められています。

(2) その対策

ア 市民活力の醸成

人口減少に伴って、市内における市場の縮小が引き続き見込まれることから、大都市、海外を含め、地域外市場に広く地元産品等売り出して、売上を拡大していくと同時に、観光交流の拡大を通じて人を呼び込み、消費を拡大していく必要があります。

また、高くても売れる利益幅の大きな商品やサービスを生み出すことを目的に、本市にしかないという地域性や希少性を活かした地域ブランドの育成が必要となります。

さらに、労働力の減少を緩やかにするために、高齢者、女性などが働きやすい環境づくりも必要と思われれます。労働力の底上げという観点からは、働く女性の子育て支援、子育てサークル活動の支援、父親の育児参加の促進などへの取り組みも大切となります。

人口減少が本格化するなかで、市民所得を伸ばすために、市民所得と連動する市内総生産を拡大し、経済成長率を伸ばしていく必要があります。

これら目的達成のために他の施策との連動が図れる仕組みの構築を検討します。

添付資料

事業計画（平成 28（2016）年度～令和 2（2020 年度）） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立 促進特別事業	中心市街地活性化事業 農業人材力強化総合支援事業(新規就 農者定着促進補助金) 林業就労改善推進事業 水産資源生息生態調査事業 企業活動支援事業 グリーン・ツーリズム推進事業 集客交流等活性化事業 地域通貨導入事業	市 任意団体 森林組合 市 市 市 市	
3 生活環境の 整備	(7) 過疎地域自立 促進特別事業	ごみ減量化推進事業	市	
4 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(8) 過疎地域自立 促進特別事業	子ども医療費助成事業 高齢者等配食サービス事業 幼稚園就園奨励費補助事業	市 市 市	
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立 促進特別事業	学校給食費無償化事業	市	
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	地域を支える定住促進事業 未婚者への出会いの場提供事業 校区・集落づくり交付金事業 地域課題チャレンジ交付金事業	市 市 市 市	